

令和4年第4回東大和市議会定例会会議録第20号

令和4年12月1日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
市民環境部長	田村美砂君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	総合戦略推進担当課長	田代雄己君
財政課長	鈴木俊也君	職員課長	岩本尚史君
産業振興課長	佐伯芳幸君	環境対策課長	梶川義夫君

障害福祉課長 大法 努 君
健康推進課長 志村 明子 君
土木公園課長 寺島 由紀夫 君
建築課長 中橋 健 君
指導担当課長 菅野 恭子 君
中央公民館長 伊藤 智 君

地域包括ケア
推進課長 石嶋 洋平 君
都市づくり課長 稲毛 秀憲 君
道路交通課長 一ツ木 正美 君
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君
生涯学習課長 高田 匡章 君
中央図書館長 浴 靖子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） おはようございます。議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、令和4年第4回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

今回は、大きなくくりとして、東大和市の市政全般に関し、市情勢、住環境や産業に対する市の認識、また市が進む方向性などについて質問をさせていただきます。

東大和市の市政について。

①東大和市の情勢に対する認識について。

アとして、東大和市の立地や自然環境に関する特徴についての認識は。

イとして、東大和市の住環境や産業に関する特徴についての認識は。

②東大和市が進む方向性について。

アとして、過去から現在に至るまで市が歩んできた道のりに対する評価は。

イとして、市が発展し続けていくために描いているビジョンは。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しましては、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市の立地や自然環境についてであります。当市は都心から西方約35キロの1時間通勤圏にあり、北多摩北部に位置しております。市北部には狭山丘陵や多摩湖、その周辺には桜などの豊かな自然があり、都内にありながら、緑と水が織りなす四季折々の風情が楽しめる、人と自然が調和した魅力あふれるまちであると認識をしております。

次に、住環境や産業についてであります。当市は買物などの日常生活の利便性や豊かな自然がある落ち着いた町並みなど、住宅都市としての魅力を備えたまちであると考えております。産業につきましては、小売業など第三次産業の割合が高くなっており、家族経営の小規模店舗も多く、地元に着したサービスが提供されております。また、農業においては、狭山茶や多摩湖梨など特色ある農産物が生産されております。

次に、これまでの市の取組に対する評価についてであります。少子高齢化や人口減少の進展に伴い、市税収入の減少や社会保障関係経費の増加、さらには老朽化した公共施設の更新費用の負担など、今後も厳しい財政状況が見込まれております。

こうした中、今の子供たちが、そしてこれから生まれてくる子供たちも含めた将来市民が選択肢を制限され

ることなく、現在市民の要望を最大限満たしていくためには、持続可能な行財政運営が必要であると考えております。

そこで、これまで日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちづくりを目標に掲げ、市の魅力を高め、子育て世帯に選ばれるまち、シニアが生き生きと暮らすことができるまちを目指し、持続可能な行財政運営の実現に向けた取組を進めてまいりました。

こうした取組により、市が活力あるまちとして今後も発展し続けていくための礎を築くことができたものと考えております。

次に、市の将来ビジョンについてであります。まちづくりの指針となる新総合計画「輝きプラン」では、第三次基本構想において新たな将来都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」と決めました。

こうした将来都市像の実現に向けて、第五次基本計画では、限られた行政資源の中で少子高齢化と人口減少の進展に対応していくため、重点的・優先的に取り組む施策を重要施策として推進していくこととしております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、立地や自然環境についてであります。東大和市の北部には、人口湖ではありますが多摩湖があり、それらをはじめとする豊かな自然があります。東京26市の中で唯一地図上に湖が表記されている市でもあります。都心から約35キロの通勤圏に立地し、都心へ向かう方々のベッドタウンとして発展してきたことは承知しております。

では、この恵まれた自然環境と立地条件を市政にどのように生かしてきたのかを伺いたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然環境につきましては、誰もが潤いのある環境の中で暮らすことができるように、将来に向かって守るべき貴重な資源として、これまで市の基本構想におけます将来都市像に掲げてまいりました。

また、立地条件につきましては、今後人口減少の抑制に向けて市の認知度やイメージ向上を目指すブランド・プロモーションにおきまして、先ほど述べました自然環境とともに市の魅力や特徴として位置づけまして、対外的に情報発信を行っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 住環境については、非常にコンパクトにまとめられたまちとして住みやすいという評価を多くの市民からいただいていると認識をしております。

この住環境をさらに向上させ、住みやすさというものを市内外にアピールしていくためにどのような施策を展開していく必要があるとお考えでしょうか。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 住環境をさらに向上させる施策としましては、第五次基本計画の重要施策であります都市の価値を高める施策を推進していくことによりまして、その実現につながるものと考えております。

また、市内外に住みやすさをアピールする施策につきましては、市の魅力的な地域資源の情報発信や、ブランドメッセージやロゴマークを活用した情報発信などにより、住宅都市としての市のイメージや魅力を浸透さ

せていく取組などを行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 産業の発展に関しましては様々な施策を展開してきたと認識をしておりますが、市がこれまでに講じてきた施策の中で特に成果が上がったものはどのようなことなのでしょう。また、今後の展開としてどのようなことに力を入れていかなければならないと感じているのか、そしてその施策を展開していく上での課題をどのように認識し、どう克服していこうとしているのか、そのあたりの御所見をお聞かせください。

○企画財政部長（神山 尚君） 特に成果が上がった施策についてでございますが、日本一子育てしやすいまちづくりを目指した子ども・子育て支援施策の充実であると考えてございます。

待機児童の解消、病児・病後児保育室や病児のお迎えサービスの導入など、安心して子育てができる環境を整備してまいりました。

今後につきましては、教育施策の充実を推進してまいりたいと考えております。学習環境の充実や施設の改善などを進め、次世代を担う小中学生の学力の向上を目指した取組を進めるとともに、安全で安心して学校生活を送れる環境整備が必要であると考えてございます。

特に課題と考えておりますのが、学校施設の建て替えや長寿命化対策を行う場合の財源の確保でございます。市にとりましては大きな経費となりますので、将来を見据えた財政運営を行うとともに、公共施設等整備基金や特定財源の活用を図るなどの対応を引き続き考えていく必要があると考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 財源の確保というのはやはり非常に大切なことでありまして、財源による裏打ちがないと様々な施策を実践することができない、できなくなってしまうわけでありまして、そのあたりにつきましてはぜひしっかりと財源の確保のほうをお願いをしていきたいと思っております。

産業に関してであります。東大和市はどちらかという商業のまちと言え感じがいたします。その商業による収益を増やしていくための施策として、今後どのような点に力を入れていくべきとお考えでしょうか。また、農業、工業についてはどのような点に注力をしていこうとしているのか、具体的なビジョンをお聞かせいただければと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 商業や工業につきましては、市内商店街の活性化や商工業者の経営基盤の強化が必要と考えております。

具体的には、東大和市商工会と連携、協力をしながら地域に根差したにぎわいのある商店街、市内における創業者や新たな事業展開を行う方々への支援を実施してまいりたいと考えております。

また、農業につきましては、農地の保全や担い手の確保、地場産農産物の生産と消費の拡大が必要と考えております。

具体的には、農地が持つ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう農地の保全、農業経営基盤の強化、より多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大や地産地消の推進を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市長の御答弁の中で、第三次基本構想において、市の新たな将来都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち」と定

めましたとのことでした。これまでは「人と自然が調和する生活文化都市」が将来都市像のコンセプトになっておりましたが、この2つの違いというのはどのようなところにあるのでしょうか。

また、将来都市像は、既存のもの比べてさらに発展した東大和市をイメージするものであるべきと考えますが、どこにその意図が隠されているのか、またどのような思いを持ってこの将来都市像が定められたのでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 第三次基本構想におきましては、少子高齢化や人口減少の進展を前提としているという点で第二次基本構想と大きな違いがありまして、将来にわたって活力ある持続可能なまちづくりを目指すということを将来都市像で表しているということが特徴となっております。

特に「笑顔が輝く」という単語につきましては、今後20年間、この地に住みます方々が協力して豊かな自然を守り、これまで以上に住みやすいまち、例えば子育てしやすいまち、健康で過ごせるまち、安全・安心なまちといったところを目指すとともに、少子高齢化や人口減少が進展する中におきましても、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを目指すという願いを込めたものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、第五次基本計画では、限られた行政資源の中で少子高齢化と人口減少の進展に対応していくために、重点的・優先的に推進していく施策を重要施策として設定しているとも御答弁の中で述べられておりました。

ここで個別の施策について何うことはいたしません、計画を着実に実行し、予定している以上の成果を得るために現在市はどのような点に力を入れ、どのような課題があると認識し、そしてそれをどのように乗り越えようとしているのでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 第五次基本計画では、少子高齢化と人口減少の進展に対応するために必要な施策を重要施策として設定し、子ども・子育て支援施策の推進や健康・高齢者施策の推進など4つの施策に注力していくことを明確化してございます。

今後のまちづくりにおきまして最大の課題は、人口減少の抑制でございます。先ほど申しました重要施策を推進することによりまして、住んでいる方々には住みやすく、また子育て世代の方々に選ばれるような、そういった活力あるまち、持続可能なまちを目指してまいりたいと考えてございます。

そのためには、限られた財源、また人的資源を最大限有効活用できるよう、実施計画の策定、また予算編成におきまして重要施策を推進するための取組を優先して計上するとともに、組織・定員におきましては、効果的・効率的な体制となるよう最適化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市が活力あるまちとして今後も発展し続けていくための礎として、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちづくりを目標に掲げ、市の魅力を高め、子育て世帯に選ばれるまち、シニアが生き生きと暮らすことができるまちを目指し、持続可能な行財政運営の実現に向けた取組を進めてきたとのことでしたが、今後東大和市が発展し続けていくために必要であると考えられる条件としては、どのようなことが挙げられるのでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 少子高齢化と人口減少がさらに進展しますと、市税収入の減少のほか、市民の日常生活に密着した商業の衰退などによる地域経済の縮小や、医療、教育、交通などの生活を支える都市機能の弱体化を招き、それが地域社会の活力をさらに損なうおそれがございます。

人口減少や財政状況の悪化、まちの衰退という負の連鎖を防ぐためには、今後の市の発展に向け最も重要な課題は人口減少の抑制と持続可能なまちづくりであると、このように考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

様々伺ってまいりましたが、市政というものは一つの形があるわけではなく、また完成形があるわけでもありません。そこに住まう市民の幸福の実現のために未来永劫、市政運営は継続していかねばならないと考えております。

尾崎市長が常々口にしてきた持続可能な行財政運営は、自治体として存続をし、発展し続けていくために最低限必要な条件であると認識いたします。今後も東大和市財政が安定的に運営され、市民生活の安心・安全が保障され、生活福祉の向上が図られることを期待したいと思います。

さて、現在の尾崎市長による市政運営については、我々自由民主党も高く評価をし、今後の方向性に大きな希望を持っているところであります。来年は統一地方選挙がございますが、尾崎市長が4期目の政権を目指すのかどうか、最後に伺わせていただきたいと存じます。

○市長（尾崎保夫君） 少子高齢化や人口減少がさらに進展する中、私はこれまで一貫して、将来にわたって市を持続させていくために必要となる取組を実施してまいりました。

今任期におきましても、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指し、子供たちや子育て世帯を応援する施策や、シニアの皆様が活躍できる施策の推進、そして持続可能な行財政運営を目指した行政改革を進めてまいりました。

私は、来年の4月、3期目の任期が終わります。3期12年、区切りのいいところで退任をしたいと、そのように考えております。

私が目指してきた持続可能なまちづくりにつきましては、令和3年度に策定しましたまちづくりの指針である総合計画「輝きプラン」の土台としており、市の将来都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」と定め、少子高齢化と人口減少が進展する中にあっても、市民の皆様が生き生きと活動する活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めていくこととしております。

今後市の財政状況はさらに厳しさを増すことが見込まれておりますが、時代がどのように変化しても、今の子供たち、これから生まれてくる子供たちを含めた将来市民の選択肢を制限することなく、現在市民の要望を最大限に満たしていくため、引き続き持続可能なまちづくりに向けた取組の推進が必要であると考えております。

現在と将来に対する責任を持ち、決断のできる方に東大和市の未来を託したいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございました。

ただいま尾崎市長より、今期をもって市長を御退任されるとの意向が示されましたが、正直驚きを禁じ得ないところであります。私ども自由民主党は、尾崎市政の当初より、ちょこバスのルート変更や3市共同資源物処理施設の建設、国民健康保険特別会計における税率改定をはじめ、市長のリーダーシップの下で展開される様々な施策に協力をさせていただきました。尾崎市長の市政に対する熱い思いは私たちに強く引きつけ、その思いから多くのことを学び、議員として成長することができたと思っております。

尾崎市長が掲げたシンプル、フェア、クリーンの精神と、常に将来を見据えて政策を立案し実践する思いは、

今後も東大和市政を支える大きな力として、また政策の実現のためのパイプとして受け継がれていくことを信じて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 次に、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。令和4年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、小・中学校における危機管理体制についてお伺いをいたします。

①といたしまして、不審者等の前兆案件への小・中学校の対応についての現状・課題・今後の取組について。

②といたしまして、その他、前兆案件への対応と取組についてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、地方創生臨時交付金の活用についてお伺いをいたします。

①といたしまして、これまでの地方創生臨時交付金の活用の内容について。

②といたしまして、社会インフラである小規模な三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）機関への支援の必要性についてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小・中学校における危機管理体制についてであります。不審者等への対応につきましては、各学校がマニュアル等を作成し、児童・生徒の安全を確保する体制の整備に取り組んでいるところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてであります。これまでGIGAスクール構想に係る1人1台端末の整備、キャッシュレス決済を活用した消費活性化事業、トイレ便器の洋式化、蛇口の自動水栓化、中小企業者等燃料費支援事業、学校給食に対する補助事業、妊婦や15歳までの子供について1人2万円を給付する子育て応援給付金事業などに取り組んできたところであります。

次に、医師会、歯科医師会、薬剤師会への支援の必要性についてであります。市では、各会への活動支援としまして保健衛生事業補助金を交付しております。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に御協力いただいている医療機関等に対しましては協力金を交付しております。

このように、各会への活動等への支援につきましては、それに見合った国の補助制度を活用しているところであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、小・中学校における危機管理体制について御説明いたします。

現在児童・生徒が付きまとい等の被害に遭った場合、警察への通報や現地の確認など、各学校におきましてマニュアル等に基づき対応してきているところであります。

課題といたしましては、現時点で大きな課題はないと捉えておりますが、様々な事例がございますので、必要に応じて学校相互の情報交換や警察との連携など、見直しを図る必要があると認識しております。

引き続き、児童・生徒が安全に通学できるよう取り組んでまいります。

その他、前兆案件を含めた取組といたしまして、家庭と協力をして通学区域の親子安全マップを作成しているほか、不審者侵入時の訓練やスクールガードリーダーによる学校周辺の学校巡回指導を実施し、安全の向上に努めているところであります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時 3分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

それでは、小・中学校における登下校時含む不審者等の前兆案件について、これまでの現状と課題についての具体的な詳細を教えていただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 毎年、教育委員会では、学校、保護者、警察、道路管理者と協力して通学路の合同点検を実施しております。今年の場合、合同点検の際の例で申し上げますと、通学路におきまして不審な車が止まっており中から盗撮をしているとの通報があり、教員、警察がすぐに現場に向かいましたが、既に逃げた後であったという件がございました。

課題につきまして、そういった状況の中で車のナンバー等を記録することは難しいことのほか、ふだんの対応といたしまして、ある程度の予測は立てて見回りや注意喚起しているところではございますが、各地域や時間により人の往来が違い、不審者がいつどこでどのようなことをするかは予測が非常に困難、難しいという点がございますので、そういった点を考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

通学路の合同点検、多分7月頃とか、その辺だったと思うんですけど、子供たちだけが知ってる場所って実はやっぱりありますので、私たち保護者で夏休み、冬休み、春休みのパトロールをする際に、子供たちいつも一緒なんですけど、子供たちだけしか分からない隙間とか、隠れ家とかって実はあつたりするので、その辺ってそういうときに子供たちと一緒にやるといろんな情報が手に入りますんで、ぜひその辺、子供たちがもし何か情報提供していただけたらというか、子供たちから聞きやすいようなやり方がもしあるのであれば、ちょっと検討していただければと思います。

それから、児童・生徒からの不審者情報による学校の対応と警察の連携の詳細を教えていただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各学校におきましては、不審者が発生した場合に警察への通報と、併せまし

て児童・生徒に注意喚起を促すとともに、まちcomiメール等で情報共有いたしまして、状況により教員の引率や保護者の引取りによる下校を行っているところでございます。警察へはパトロールの強化をお願いするとともに、状況により御助言等をいただきながら対応しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

警察機関への情報提供をするかしないかの基準というのは明確になっているのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 児童・生徒、保護者の方が、不審者が発生した場合、すぐに警察へ通報するようにお願いしているところでございます。また、警察への通報がまだされていない場合には、保護者の方へ連絡し御了承を得た上で学校から警察へ通報しており、把握できた不審者情報は全て通報しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

各学校の全ての教師には、こういったことのマニュアル等で一律情報共有されているのか教えていただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 不審者対応のマニュアルについてでございますが、不審者侵入時の詳細なマニュアルは全校あり、状況により役割分担などもございます。

近隣で不審者が発生した場合の詳細な対応マニュアルにつきましては、現在ある学校とない学校がございます。ただし、ない学校におきましても、不審者情報連絡票といった様式等を定めまして、どの教員がその情報を入手しても記入を行い、情報共有を図れる体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、今後考えられる必要な取組を教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在小学校におきましては、過去の不審者情報などから親子安全マップを作成いたしまして家庭へ配付し、御家庭でも通学路の安全について親子での話をお願いしているほか、3年生の学習として、地域の危険箇所について調べ、安全マップを作成しているところでございます。また、子供たちが下校を開始する午後1時頃には、防災行政無線を活用して地域の方への見守りのお願いを放送させていただいているところでございます。

現時点におきまして新たな取組案はございませんが、関係者が集まる通学路の合同点検などにおきまして、いただいた意見等を基に取り組める事項は順次取組を行い、子供たちの安全を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、最後要望して終わりたいと思いますが、先ほど、警察機関への情報提供ということで、するかしないかの基準ということで御答弁いただきました。

それで、警察の通報がまだされていない場合には保護者の方に連絡をして御了解という御答弁があったと思うんですが、北部のほうと、実は南部のほうの学校で、通学の途中に女子生徒が髪の毛をちょっと触られるという案件があったときに、警察側とすれば、とにかく保護者の了解じゃなくて、情報をとにかく欲しいんだと。

明らかに犯罪による前兆案件というのは、いじめもそうですけれども、この情報の集合体で警察は動けるので、そのために我々警察組織があるので、とにかく保護者の了解ではなくて、学校からとにかく連絡が欲しいというのを強くお話しをされているところがやっぱりありました。

お隣の実は武蔵村山市からの情報提供というのは非常に多いみたいで、ちょっとそのあたりまた調べていただいて、研究していただければと思いますが、ぜひ、犯罪につながるかもしれない前兆案件、こんなことは伝えなくてもいいのかなということも含めて、細かいことはもう全て上げてくれということでしたので、その精査をするのは警察であるというふうに警察のほうのお話がありましたので、ぜひそのあたり調査研究していただいて、お隣の武蔵村山市さんの教育委員会のほうにも確認をしていただきながら、ぜひ保護者の調整の前に子供たちの情報は提供できるような体制づくりをぜひしていただけるようお願いしたいと思います。

1番の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、地方創生臨時交付金のほうについてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど市長答弁で、GIGAスクール構想のこと、それからキャッシュレス決済、それからトイレの洋式化、学校給食の補助、それから今回1人2万円を給付する子育て応援資金など、尾崎市長のリーダーシップの下、これまでも様々な形で市民目線で地方創生臨時交付金が活用されてきたというふうに思っています。高く大いに評価をしています。

改めてですが、地方創生臨時交付金は国から東京都を経由し金額が示されると思いますが、使用用途を東大和市として決定するに当たり、その使用用途についての詳細について、どの点に配慮しながら決定をしているのかを少し教えていただければと思います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 地方創生臨時交付金の活用にあたりましては、国や東京都が実施をしております取組を確認しながら、なるべく都の取組と重ならず、また必要とする市民や事業者の皆様に対して御支援ができるよう取組を進めてきたところでございます。

一例を申し上げますと、感染拡大の影響により非接触での買物の促進や商店を応援するために実施しております消費活性化事業、こちらにつきましては、市民の皆様あるいは商店や事業者の皆様から大変御好評いただきまして、これまでに交付金を活用しながら合計8回実施をさせていただいたところでございます。

また、先日の臨時会におきまして議決をいただきました子育て応援給付金事業は、物価高騰対策として交付金を活用させていただいたところでございます。

このように、まずは感染症や物価高騰の影響を受ける市民や事業者の皆様に対して必要な御支援を優先的に考え、取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** 御答弁ありがとうございました。

それで、社会インフラの一番大事な小規模施設である三師会の機関の皆様のコロナ禍におけるこれまでの様々な社会使命感を持った取組に対して、市としてどのように評価をされているのかをまずお伺いをしたいんですが、実は三師会は、物価高騰や円高の影響を受けて、医師会、特に薬剤師会を含め照明や医療保管機器の、ああいうワクチンだとか、そういったものの電気代、それからコロナ禍で換気をしながらエアコン使用、それから出張診療の際のガソリン代、また多くの歯科材料が輸入品である歯科医師会等、経営が圧迫されている現状というのがやっぱりあります。

実は、今年の8月には埼玉県行田市、岩手県盛岡市、広島県尾道市などが市民への物価高騰対応に併せて三

師会への支援も決定をしたという内容があります。

それを踏まえて、これまでの三師会のこのコロナ禍における社会使命を持った取組について、市としてどのように評価をされているのかを教えてくださいと思います。

○健康推進課長（志村明子君） 新型コロナウイルスの発生から3年近く経過しておりますが、市では、市民の皆様命と健康を守るため、様々な取組を行ってまいりました。

その中では、ワクチン接種が過去に例のない非常に重要な取組となっており、東大和市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からの多大な御協力によりこれまでの間の取組が成し得ており、市民の皆様命と健康が守られていると認識しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど市長答弁にも一部ありましたが、改めてコロナ禍において、これまで三師会への国や都からの交付金等の具体的な詳細を少し教えてくださいと思います。

○健康推進課長（志村明子君） 医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会への市からの補助等につきましては、市長の答弁にありましたように、保健衛生事業補助金、ワクチン接種に係る協力金を交付しております。また、ワクチンの集団接種に御出務いただいた場合には、個人を対象として出務費をお支払いしております。

なお、国や東京都が三師会に直接交付している交付金等の内容につきましては、市では把握をしておりません。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ物価高騰に関しまして、今後機会を捉えて各会への状況についてぜひ積極的に市として確認を少ししていただければというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

今後考えられる対応について、一言もしありましたらお願いいたします。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 今後考えられる対応ということでございますけれども、現在新型コロナウイルスへの対応を三師会の多大なる御協力をいただいて行っております。

この新型コロナウイルスにつきましては変異を繰り返しておりますことから、今後も非常に厳しい状況が発生することも想定され、その状況に応じた対応が必要になってまいるというふうに考えてございます。

また、そういった中、高齢化といったものも進んでおりますことから、医療、介護、多職種の連携が今後一層必要になってまいります。

このような状況を鑑みますと、今後におきましても市民の皆様命と健康を守るためには、東大和市医師会、歯科医師会、薬剤師会からの御協力が不可欠でありまして、市としましては三師会との連携を密にして適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、三師会から御協力いただく際には、それぞれの会から御意見等を伺い、市として必要な支援を行ってまいりたいと考えております。そして、その支援に必要な財源につきましては、国や東京都からの財源を可能な限り活用することも併せて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。様々御答弁いただきましてありがとうございました。

これで終わりたいと思いますが、冒頭にお伝えいたしました、これまでの地方創生臨時交付金の活用方法

につきましては、尾崎市長のリーダーシップの下、大変に評価をさせていただいております。また、地方創生臨時交付金の活用につきましても、地域の事情に応じて幅広く、またある程度の自由度もあり活用できるということも答弁の中で分かりました。

その上で、新型コロナウイルスとのこれまでの3年間、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会の皆様は、大事な社会インフラの維持とコロナ禍における社会使命感を持って東大和市民のために大きな協力をしていただき、この第8波と言われる取組の歩みを止めないで最大限の協力をしていただいております。

しかしながら、全国1,700を超える自治体がある中で、先ほども支給自治体のお話をいたしました。支給を行っている自治体も実際にはある中で、診療報酬という全国一律の報酬で経営している小規模医療機関においては、実際には交付金にも差異が生じてしまっているという現実もあります。

コロナ禍の中で、今後とも地方創生臨時交付金が国から支給されることもあろうかと思われませんが、これまでの東大和市の取組をもちろん基本としながらも、ぜひ社会インフラの維持に使命感を持って取り組む三師会、そして歯科材料の輸入製品が特に多いとも言われております。歯科医師会等の支援につきましても、ある意味視点を変えて、新たに御検討いただきたいということを心からお願いをさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2番 大后治雄君 登壇]

○2番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

さて、では、地域資源の発掘と再発見について。

①有形・無形の地域資源についてであります。

アとして、例えば旧吉岡家住宅や豊鹿島神社本殿、旧日立航空機株式会社変電所などに代表される建造物等の文化財や史跡、清水囃子に代表される市技芸など、合わせて38件が市ホームページに市の文化財として記載されておりますが、これらはどういう経緯で登録されてきたのか伺います。

次に、イとして、国や都などの関係機関からの指針等情報の提供や指導、補助・助成などはどうなっているのか伺います。

次に、ウとして、これらに対する保護や助成、またこれらをどう市政に活かしてきたかなど、これまでの当市の対応と現状を伺います。

次に、エとして、他自治体の事例や対応はどうなっているのか伺います。

そして、オとして、今後、どう活かしていこうとお考えなのか。その目標と課題、今後の対応を伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

[2番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内における文化財の指定と登録の経緯についてであります。文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、本市においても建造物、郷土芸能、遺跡など、有形・無形を問わず数多く残されております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、国や都などからの情報提供や指導並びに助成についてであります。文化財の保存・活用等に関する情報提供や指導につきましては国や東京都から、東京都教育委員会が指定する文化財に関する助成につきましては東京都から行われているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、文化財の保存・活用等におけるこれまでの対応と現状についてであります。文化財につきましては、価値を損なうことなく後世に継承するための保存と活用の双方から取組を進めることが重要であると認識をしております。

詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、他自治体の事例や対応についてであります。地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように周到な注意を払いながら、文化財保護法の趣旨の徹底に努めなければならないとされております。

詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、文化財をはじめとする地域資源の活用の目標と課題並びにその対応についてであります。文化財をはじめとする地域資源を発掘し、活用などを通じて市の魅力を高めることは、市民の郷土に対する愛着の高揚にとどまらず、まちづくりに欠かすことのできない重要な要素であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、市内における文化財の指定と登録の経緯について御説明いたします。

初めに、文化財の指定についてであります。本市教育委員会では旧日立航空機株式会社変電所ほか31件を、東京都教育委員会では豊鹿島神社本殿のほか1件を、それぞれ特に歴史上または資料的に価値が高い文化財として指定しているところであります。

次に、文化財の登録についてであります。文化財の登録制度は、文化財の指定制度を補完し、幅広く文化財を保護するための制度であり、本市では平成29年5月、旧吉岡家住宅兼アトリエほか3件が国土の歴史的景観に寄与していると評価されております。国の有形文化財として登録されたところであります。

次に、国や都などからの情報提供や指導並びに助成についてであります。文化財の保存・活用等に関する情報提供や指導につきましては、国や東京都から事務を所管する教育委員会に対して適宜行われているところであります。

また、文化財の管理や修理に要する経費は、原則として文化財の所有者が行うこととされておりますが、東京都教育委員会が指定する文化財の管理や修理について多額の費用等が必要となり、所有者がその負担に耐えられない場合は、その他の特別な事情がある場合には、東京都が予算の範囲内においてその経費の一部について補助を行っているところであります。

次に、文化財の保存・活用等におけるこれまでの対応と現状についてであります。教育委員会では、これまでも旧日立航空機株式会社変電所や旧吉岡家住宅の保存や公開、市内の文化財巡り、里正日誌の読み下し、

郷土芸能団体に対する補助など、保存と活用の双方からの取組を通じて文化財の保護活動を行ってきたところ
であります。

地域の貴重な資源である文化財を良好な状態で保存・活用し、その魅力を高めることは、まちに対する愛着
や誇りの醸成を高めるとともに、まちの魅力発信につながっているものと認識しております。

その一方で、文化財とまでは言えないものの保存・活用につきましては、その必要性や費用対効果等を見据
えながら対応していく必要があるものと認識しております。

次に、他自治体の事例や対応についてであります。教育委員会では、他自治体の文化財の保護活動の事例
等について、現在詳細な把握はしておりません。しかし、各自治体におきましても、当市同様、文化財保護条
例などを整備し、文化財の指定や登録、公開などを通じて適切に文化財の保護活動を行っているものと認識し
ているところであります。

次に、文化財をはじめとする地域資源の今後の活用の目標と課題並びにその対応についてであります。文
化財の活用につきましては、文化財が地域の貴重な資源であることの認識の下、引き続きより多くの方々に文
化財を身近に感じていただけるような機会を創出してまいりたいと考えております。

また、課題につきましては、文化財の新たな発掘、適切な保存・管理に係る経費面に加え、継続的な調査や
研究、担い手の育成や支援、そして文化財をはじめとする地域資源の周知等であると認識しております。

今後も文化財をはじめとする地域資源を生かしたまちづくりを進めることで、多くの方々に郷土に対する認
識や愛着の高揚を図っていただくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（大后治雄君） 御答弁どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1の①、ア、例えば旧吉岡家住宅やというところの項目でございますが、改めて、登録の発端となりま
した事象や経緯の詳細を伺いたいと思います。また、この38件のうち取得や保存に特に事業費が大きかったも
の、困難であったものにつきまして幾つか御例示いただき、その内訳と理由を伺いたいと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 初めに、文化財の指定や登録に至る事象や経緯の詳細についてであります。

地方公共団体の区域内に存する文化財のうち、歴史上または資料的に価値が高い文化財を指定する場合は、
地方公共団体が条例を制定してその措置を講ずることとされているところであります。

当市では、文化財保護条例が制定され施行されましたのは昭和48年4月1日でありまして、こうした文化財
の指定等に関する規定が整備されたのを受けまして、その後、各種指定に向けた調査や整理等が行われ、その
多くは条例施行の翌年の昭和49年から昭和58年にかけて指定が行われたという経緯がございます。

また、記憶に新しいところでは、変電所の文化財の指定がございます。内部に残された変電設備であったり
機械類と併せて保存をすることで、近代建築史及び産業史上において貴重な文化財となることを理由に、平成
7年10月1日、文化財としての指定が行われたところであります。

次に、取得や保存に特に事業費が大きく困難であったものの理由と内訳であります。

特に保存方法が特殊、困難でありまして保存に大きな事業費を要したものといたしまして、旧日立航空機株式会社変電所がございます。変電所そのものについては企業からの無償譲渡でありましたけども、昭和14年頃の建築物であることに加えまして、保存に係る工事の内容も、当時の攻撃のすさまじさをそのままの状態を残すとしたものでありましたことから、平成7年に行った修復工事では約6,300万円、令和2年度から令和3年度にかけて行いました保存改修工事では約1億3,000万円の経費を要したところであります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

このぐらいの多額の費用をかけても貴重なものであるというところだろうと思いますが、ではこうした文化財等の定義を伺いますとともに、残念ながら登録できなかったものや失われてしまったものなどがあれば伺いたいと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 文化財の定義についてでありますけども、一般的な定義で御答弁を申し上げますと、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産とされているところがございますけども、具体的には生活の面影であったり習わしを色濃く残した美術品、伝統、それから東大和市の歴史を知る上で貴重であったり、また希少な遺跡、古文書、美術品、その他の資料はもちろんでありますけども、各御家庭等で用いられていた生活文化財、こういったものも非常に幅広いジャンルのものが含まれると認識をしているところであります。

また、保存が困難であり指定に至らなかった文化財といたしましては、こちらと比較的記憶の新しいところではございますけども、給水塔などがございます。

給水塔につきましては、敷地の購入を含め保存には多額の費用を要する、そういったことを理由に保存を断念したということで伺っているところでありますけども、給水塔の壁の一部につきましては切り取る形で現在変電所前で保存を行っているところであります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

給水塔に関しましては非常に残念なところでございます。給水塔と日立航空機の建物が一緒にあれが残っていればもっとよかつたんだろうなというふうに思うんですが、ではこれら38件のほかに当市には多摩湖という自然遺産とでも言うべきものがございます。以前、一般質問で取り上げましたので、今回は突っ込んで伺いませんが、1点だけ伺わせてください。

当然、多摩湖も当市としては生かしていくべき地域資源であると考えますが、その御所見を伺いたいと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 多摩湖につきましては、市の面積の4分の1を占める都民の水がめとして、現在東京都水道局が管理しております。狭山丘陵の谷に造られた多摩湖周辺は、春には湖一帯に桜が咲くため桜の名所としても知られ、観光情報誌等でも紹介されております。日本で一番美しいと言われる2つの取水塔は、ネオ・ルネッサンス様式のれんが造りの円筒という丸いドーム型の屋根が魅力の一つと考えております。その美しさから、ダム湖百選、新東京百景にも選ばれており、多摩湖を訪れた方々にとって東大和市をアピールすることができる貴重な地域資源であると認識しております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

「多摩湖は東大和のものです」というようなことでいろいろアピールが行われていますけども、本当に多摩湖がもっと使えればなというふうに思うわけでありまして、その辺に関しましてはまた改めていろいろ伺っていきたくて思っております。

では次に、イのほうに移りたいと思います。

改めて詳細を伺いたいと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 国や都からの文化財の保存・活用等に関する文書をはじめとする情報提供や指導等につきましては、市長答弁にもございましたとおり、国からの通知含めまして東京都から行われているところでもあります。

内容といたしまして、文化庁が発出するものといたしましては法律の運用指針であったり、また東京都教育委員会が発出するものといたしましては文化財保護に関する実態調査のような通知、その他、文化財、建造物の防火安全対策、そういった通知などがございます。

また、東京都教育委員会が指定をいたします文化財の管理等に係る経費といたしまして、近年、東京都から交付が行われました補助金を例に挙げて説明させていただきますと、令和4年度であります、豊鹿島神社本殿について設置をいたしました防犯カメラ改修・増設工事、台数6台でありますけども、こういったものがございます。東京都からその経費の一部として事業費の2分の1、66万円が交付されたような事例がございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 2分の1でも結構大きな額になってくるんだらうというふうに思いますが、では国や東京都は東大和市のような基礎自治体に対しまして、こうした文化財に対してどう対処させていこうと考えているのか、もしお分かりになれば伺いたいと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 基礎的自治体が文化財を保護するに当たっての国や東京都の考え、国や東京都が基礎的自治体に期待することという、そういった趣旨内容で御答弁のほうさせていただきます。

文化財保護法では、法の趣旨にのっとり、文化財についてその保存が適切に行われるように努めなければならないとされているところでありますけども、全国的に見れば、少子高齢化や文化財継承の担い手等の不足によりまして文化財が消滅し、散逸等の危機に瀕しているということも懸念をされているところであります。

こうした状況を受けて、国や東京都は、基礎的自治体が既に行っている文化財の保護活動、そういったものに加えまして、教育であったり、観光であったり産業など、様々な分野の人たちが連携し協力し合うことで、文化財をはじめとする地域資源を地域や社会全体で支え、活用することを求めているものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） では、具体的にこれまで国や東京都からの人、物、金、いわゆるこの3点ですね、こういったものの支援というのはありましたでしょうか。また、その中身はどうなっていますでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 国や東京都からの支援についてでありますけども、先ほど再質問のところでお答弁をさせていただきましたが、まず豊鹿島神社本殿の防犯カメラ改修・増設工事に代表されるように、東京都指定文化財に対する東京都からの補助金がございます。

また、令和2年度から3年度にかけて行いました変電所の保存改修工事に係る財源といたしましては、市町村総合交付金、こちら1億431万円、また変電所前のスロープ工事に対する補助金といたしまして地域福祉推

進包括補助事業助成金といたしまして296万6,000円を充てさせていただいたところであります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

こうした市町村総合交付金とか、地域福祉推進包括補助事業助成金というのが、東大和市がこういうふうに使いたいよというようなところでそれを使っていくというようなところだったと思うんで、具体的にはそのまま東京都とか国のほうからこの変電所のあれに使いなさいよというようなことはなかったんだろうというふうには思うんです。

だから、そういった意味で、本来的にはそういったような修繕とか保護に使いなさいよというようなものに充てられるものがそのまま来ればいいなというふうには思うんですが、なかなかその辺は難しいなというようなところで、工夫してこういったような交付金や助成金を使うというようなことでしかないのかなというふうに思います。

では次に、ウの項目でございます。

まず、社会教育ではどう生かしてこられたのか伺いたいと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 社会教育分野におけます文化財の活用についてであります。

主な活用といたしましては、先ほど教育長答弁でも申し上げましたとおり、旧日立航空機株式会社変電所や旧吉岡家住宅の保存や公開、それから市内の文化財巡り、里正日誌の読み下し、郷土芸能団体に対する補助金などがございますけども、誰でも気軽に文化財を身近に感じていただくための取組といたしまして、毎週土曜日でありますけども、郷土博物館で希望者を対象に行っております機織り体験であったり、また電話機や電気コンロ、炊飯器など昔の道具を展示して、人々の生活の移り変わり、そういったものを伝える企画展示、また昔の道具や土器等を用いた小学校の社会科授業などがございます。

社会教育を担当いたします生涯学習課といたしましては、文化財が地域の貴重な資源であるとの認識の下、文化財を生かした行政運営が図れているものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

では次に、学校教育ではどう生かしてこられたのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校教育におけます有形・無形の地域資源の活用でありますけれども、小学校では総合的な学習の時間のほかに、低学年では生活科におけるまち探検の学習、中学年では社会科における私たちの東大和市の学習、高学年では社会科における歴史学習などにおいて、旧吉岡家住宅、豊鹿島神社、旧日立航空機株式会社変電所、青梅橋跡などを活用しております。また、中学校では、総合的な学習の時間や社会科の平和教育の中で旧日立航空機株式会社変電所などを活用しております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

いわゆる歴史教育的なところでいろいろやっぱり、自分が生まれ育った地域のこうしたものがありますよとか、そういったものを知ることによって郷土愛の醸成とか、それからまた、私なんか歴史大好きだったんで、私は埼玉県の川口の出身なんですけど、そちらの古い地名でありますとか、それから地政学的に言うと地盤が低くて水がよく出るとか、そういったようなところは割と興味深く学んできたようなところがあります。

そういった意味でも、こうしたものをできれば本当に御活用いただいて、いろんな郷土愛の醸成にお使いい

ただければというふうに思うんですけども、では次に、観光行政に関しましてはどう生かしてこられたんでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 観光行政における文化財等の活用についてでございますが、東大和市観光マップには、市内にある文化財などの情報を掲載し、「東大和市をもっと知れる！もっと好きになる！」と題したウォーキングコースなどが掲載されております。これらを活用して、観光ガイドの会が主催するまち歩きガイドでは、まち歩きガイド員の方が観光マップのコースに設定された文化財や名所などを解説していただくように活用されております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） では次に、産業や、まちおこしにはどう生かしてこられたんでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 産業やまちおこしにおける活用につきましては、うまかんべえ～祭開催に合わせて、都立東大和南公園内に設定されている市文化財である旧日立航空機株式会社変電所の特別公開がございました。

直近では、令和元年5月に開催いたしました第8回うまかんべえ～祭におきまして、旧日立航空機株式会社変電所特別公開が2日間行われ、延べ2,680人の方々が見学されておりました。

令和5年5月開催予定のうまかんべえ～祭は、旧日立航空機株式会社変電所保存改修工事が完了後の開催となることから、これまで立ち入ることができなかった2階部分への見学ができることとなり、多くの方々に見学していただけることと認識しております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

旧日立航空機株式会社変電所だけではなくて、その近くで行われるうまかんべえ～祭なども早く言えば地域資源の一つなのかなというふうに思うんです。それも観光行政の一環なんだろうというふうに思うんですが、今課長が首から提げていらっしゃるうまべえなんかも、それも一つの地域資源というようなことにもなってくると思いますんで、それも大いに活用いただければというふうに思います。

では、これらに対します市民の皆様の反応や御意見、御要望というのはいかがでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 文化財の保存・活用を通じての市民の方々の反応、御意見ということになりますけども、日数や期間等を限定して公開を行っている変電所であったり旧吉岡家住宅におきましては、もう少し公開日数や公開回数を増やしてほしいといったような公開機会の拡充に関する御意見、また貴重な文化財を末永く保存してほしいといったような御意見、御要望等を聞いているところであります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

前向きな御意見がいろいろとあると思いますが、それと、観光行政や市内観光イベントを通じましての市民の方々の反応、また御意見等はいかがでしょう。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 観光行政や市内観光イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からイベントなどの中止が相次ぎました。市民などからは、これまでと同じようなイベントを開催することは難しいが、東大和市においてもコロナ対策、内容の見直しを踏まえ、早期にイベントを再開してほしいなどの御意見、御要望を承っているところでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） こちらもやはり前向きな御意見、御要望というところなんだと思いますが、では次に、これら文化財に対します広報等はどうしてこられたのでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 文化財に関する広報等についてでありますけども、指定文化財や文化財等の公開につきましては、東大和市報や市公式ホームページ、LINE、フェイスブックやツイッターを用いて広く情報を発信してきたところであります。

また、文化財を身近に感じていただき、分かりやすく紹介するといった視点で言えば、指定文化財等の名称、それから指定年月日、内容に加えまして、文化財の写真や説明をリンクで張るなどして内容の充実を図り、ホームページを御覧になられた方の文化財に関する理解促進が図られるよう、適宜工夫をしながら情報の発信に努めてきたところであります。

さらに、これは文化財に限った話ではございませんが、とりわけテレビや新聞といったメディアは情報の瞬時性であったり拡散性に非常に期待が持て、またテレビで放映された後とか新聞に掲載がされた後の直後の反応というのは非常に大きいと、こういったことも事実でありますので、積極的に活用させていただきながら、その周知に努めてまいりたいというふうに考えてきたところであります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 特にテレビの影響なんか本当に大きいんだろうというふうに思います。なかなかこちらが放映してくださいといっても放映していただけるようなものじゃないので、なるべくそういう機会を捉えて放映していただけるような方向で頑張っていたらというふうに思います。

では、ちょっと方向変わりますが、次に、当市では学芸員などの専門家というのはどういう待遇、地位になっているかというのを伺いたいと思います。

○職員課長（岩本尚史君） 職員採用におきましては、学芸員という専門職での採用枠はございません。一般事務職員を採用する中で、個人が持っている資格につきましては任用時の配置また異動の中で活用を図っているというような状況でございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

たまたま学芸員という資格をお持ちであられた方を活用しているというようなことなんだろうというふうに思うんですけども、ではその学芸員の方々の育成というのはどうされていますでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 研修という視点でございますが、こちら、一般職員と同様に、市町村職員研修所、また独自研修の受講を通じて必要な能力の向上を図っております。

また、専門のスキルにつきましては、民間あるいは外部の専門研修等の受講によりましてスキルアップを図るところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（高田匡章君） 郷土博物館における学芸員の育成についてでありますけども、職場内研修のほか、他自治体と連携して行う事業なども、担当する職員のスキルの向上という意味では育成の一端を担っているものと認識をしているところであります。

また、変電所におきましては、毎週水曜日と日曜日、会計年度任用職員が深い知識とその専門性を生かしながら、来場される方々に対しまして解説業務を行っているところでございますけども、博物館の職員も変電所において解説員と様々な情報であったり資料等を取り交わしながら情報交換等もさせてもらっていますので、

知識を高め研さんを行っている、そういった状況でございます。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

学芸員の育成というか、そういったものを高めて、素養というのを高めていくためには、学芸員の方々そのものというか、その本人が能動的にやっつけていかなければいけないというふうなところがあると思いますので、なかなかその育成云々というところは難しいかと思いますが、御本人の意向を踏まえながら続けていただければというふうに思っています。

では次に、エの項目に移ります。

当市の参考とできる自治体の例というのはありますでしょうか。

○生涯学習課長(高田匡章君) 参考にできる自治体の例であります。

近隣市におきましても、当市同様に歴史ある建築物等を文化財に指定し、または国の有形文化財として登録するなど、保存し、広く市民や外部の方々に公開をしているというケースが見受けられるところであります。

一例で申し上げますと、狛江市にありますけれども、狛江市古民家園では、古民家園で遊ぼうという企画がございます。毎月1回、子育て中の親子が屋内や園内で楽しく交流できる場を定期的に設定し、子育てに関するスタッフが交流の手伝いをするといったような、そういった事業を行っております。

また、江戸時代の建物を保存した小平市ふるさと村につきましては、当市が変電所や旧吉岡家住宅の保存・公開を行うに当たっての管理方法、それから公開方法について参考にさせていただくことができるものというふうに考えているところであります。

また、これはそうした資料等があればということが前提となりますけれども、東村山市では、市内から出土した文化財資料等を全国の博物館に貸出しを行い、日本全国の方に御覧いただくことなどを通じて市の名前を広める、そういった取組を行っているような事例もございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

では、そういった他自治体と連携できるというようなことはありますでしょうか。

○生涯学習課長(高田匡章君) 他自治体との連携でありますけれども、毎年、文化の日前後におきまして、東京都が主導し、日頃公開されていない文化財等を都内全域で公開する催物がございます。当市ではこれまでも、旧吉岡家住宅秋の公開についてエントリーを行ってきたところであります。

また、その他といたしましては、近年はコロナ禍の影響もありましてなかなか実施が難しい状況にございますけれども、多摩地域の郷土や歴史、文化財に関する書籍を一堂に集め販売する多摩郷土誌フェアへの参加であったり、狭山丘陵について理解を深め、地域の歴史などを学ぶことを目的に行っております東村山市、武蔵村山市、瑞穂町、東大和市、これ4自治体で連携をしている事業でありますけれども、狭山丘陵市民大学などがございます。

このような広域的な事業案内や実施につきましては、より多くの方々に対して文化財を身近に感じていただくための機会の創出につながるのと同時に、先ほど御質問いただいております学芸員の育成にもつながる話であり、また他自治体職員との人事交流、そういった面からも非常に有効な取組であるというふうに捉えているところであります。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) そういった機会をまた捉えまして、ぜひお願いしたいと思います。

では、産業や観光といった面での他自治体との連携というのはいかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 他自治体と連携できることにつきましては、市内産業では、東大和市と福島県喜多方市は友好都市を締結し10周年を迎え、先月開催されました第53回東やまと産業まつりに3年ぶりに出店をしていただきました。喜多方市では、全国的に有名な喜多方ラーメン、旧山都町を中心に生産されているそばを通じてイベントの盛り上げに寄与していただいたと考えております。

また、観光における連携につきましては、当市を含む5市1町3事業者から構成される狭山丘陵観光連携事業推進協議会がございます。現在協議会は、コロナ禍における事業について検討しているところでございます。以上でございます。

○2番（大后治雄君） なかなか時局柄難しいところではありますが、こうした機会を捉えてまたいろいろと検討していただきたいと思います。

では、最後のオの項目に移りますが、今後のこれからの生かし方につきまして具体的に考えていることはありますでしょうか。改めてその目標と課題、今後の対応に関する詳細を伺いたいと思います。

○教育部長（小俣 学君） 今後の文化財をはじめといたします地域資源の生かし方についてであります。

文化財は存在するだけで価値のあるものというふうにと考えるとありますが、そのことがより一層他の地域との差別化を進めることになりまして、また多くの市民の皆様が郷土に対する認識や愛着の高揚を図っていただくために、新たな文化財や地域資源の発掘、また柔軟な発想を持って、それぞれの文化財や地域資源が持つ潜在的な価値や魅力をこれまで以上に高めていくということが重要であると考えているところであります。

これまでも文化財につきましては、展示や公開、体験なども通じまして様々積極的な活用を図ってきたところではございますけれども、さらなる活用方法等につきましては、今後他の自治体における活用事例なども参考にさせていただきながら、引き続き調査研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

では、これから登録していこうと考えているものはありますでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 今後登録をするものについてということでございますけれども、現時点ではそのような予定というのはございません。ただ、中にはいまだに発掘に至っていない文化財、それからこれまで注目をされてこなかった文化財、そういうものが存在する可能性も否定できませんので、引き続きそういった文化財や地域資源の発掘、または情報の収集等に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ぜひお願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、最後に改めまして市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 地域資源の発掘と再発見ということですが、限られた財源や人的資源の中で市民の方々が生き生きと活動し、活力あるまちづくりを進めるためには、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然をはじめ、伝統、文化、歴史、産業、観光、イベントなど、当市には長年にわたって培われた地域資源がたくさんあります。こうした地域資源を地域活性化の切り札として活用していくことが必要であると考えているところであります。

また同時に、これらの地域資源を発展させて、後世に誇れるものとしていくことも今生きる私たちに課せら

れた使命であると考えているところであります。

今年4月にまちづくりの指針となる新しい総合計画、東大和市総合計画「輝きプラン」を策定し、こうした地域資源についても積極的に活用を図ることとしており、計画に掲げられた各種施策を相乗的に掛け合わせることで、東大和市が輝く未来に向けて、活力あるまち、魅力あるまちとなるようまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございました。

今回、地域資源の発掘と再発見についてのうち、特に有形・無形の地域資源についてる伺ってまいりました。

今回、主に文化財に焦点を当てて伺う形になりましたが、市長のおっしゃいますように、本市には多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然をはじめ、伝統、文化、歴史、産業、観光、イベントなど多くの地域資源が存在しております。そして、老若男女問わず様々な知識・経験をお持ちの市民一人一人もまた地域資源、地域の財産であるというふうに考えています。

こうした多種多様、多岐にわたる地域資源、市民の英知を生かしてこそ持続可能な市政の実現に近づくものでありまして、広い意味でのアセットマネジメント及びヒューマンリソースマネジメントこそ、本市が好むと好まざるとにかかわらず巻き込まれていく自治体間競争に生き残るすべであるとも考えます。

自治体間競争は総力戦であります。本市には、まだまだ私たちの知らない地域資源があると考えています。職員の皆さんには、こうした地域資源の発掘や再発見に一層の御尽力を改めてお願い申し上げまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。通告に従いまして、本定例会における一般質問を行います。

1番、市内小・中学校の児童・生徒を取り巻く環境について。

①として、登下校時の安全について。

②として、教科書・タブレット端末などを含めた教材の重さやランドセルの重さについて。

③教職員の勤務時間について。

④部活動における外部指導員について。

⑤児童や生徒が、トラブルに巻き込まれないための法教育について。

⑥図書館や公民館などをはじめとする公共施設のW i - F i の設置について。

⑦自習スペースの拡充と使いやすさについて。

壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、児童・生徒の登下校時の安全についてであります。毎年、学校、保護者、警察、道路管理者及び教育委員会が協力して通学路の合同点検を実施し、様々な対策を行うことで子供たちの通学の安全に努めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教科書・タブレット端末などを含めた教材やランドセルの重さについてであります。G I G A スクール構想の実施に伴い、教科書やノートに加えてタブレット端末を持ち運びするなど、児童・生徒の持ち物が重くなっていることにつきましては、各学校で様々な対応をしているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教職員の勤務時間についてであります。平成31年3月に策定しました東大和市立学校における教員の働き方改善計画に基づき、月当たりの時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにすること目標に、着実に成果を上げているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、部活動における外部指導員についてであります。中学校における部活動の充実及び円滑な運営を図るため、専門的な技術を有する外部指導員を全中学校に配置しているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、児童・生徒がトラブルに巻き込まれないための法教育についてであります。小・中学校では、児童・生徒の発達段階に応じて警察等と連携し、各教科等の指導の中で法教育を実施しております。

詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、図書館や公民館などをはじめとする公共施設のW i - F i の設置についてであります。現在W i - F i が設置されている公共施設としましては、中央公民館と東大和市 Rondominn の体育館、各小・中学校であります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館の自習スペースの拡充と使いやすさについてであります。中央図書館における自習スペースにつきましては、市民の皆様からの要望等を踏まえ、平成27年12月から児童・生徒の長期休業期間中などに会議室を自習室として開放する取組を試行しているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、児童・生徒の登下校の安全について御説明いたします。

通学路の合同点検につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度まで書面で開催してございましたが、今年度は関係者の協力の下、現地で実施したところであります。

また、令和3年度に新たに設置してきました20台の防犯カメラにつきましては、東大和警察と調整し、市内全体にバランスよく配置することができましたので、児童・生徒の登下校時の安全対策が向上したと認識しております。

次に、教科書・タブレット端末などを含めた教材の重さやランドセルの重さについてであります。本市では令和3年度から1人1台端末を持ち帰りする際、1人当たりの教材・教具の重さに十分配慮し、児童・生徒の実態に応じて持ち物の量の調整を図るように各学校へ指導しております。

次に、教職員の勤務時間についてであります。教育委員会では、教職員の在校時間の把握と意識改革の推進、学校を支える人員体制等の整備、教員の業務の見直しと業務改善の推進、部活動運営の改善、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備についての取組を推進するなどにより、教職員の勤務時間の縮減を着実に図っているところであります。

次に、部活動における外部指導員についてであります。生徒のスポーツ環境の充実や文化芸術活動等に親しむ機会の充実の観点から、現在30名程度の外部指導員を中学校に配置しております。

今後も学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、児童や生徒がトラブルに巻き込まれないための法教育についてであります。成人年齢の引下げや1人1台端末を使用した学びの充実も含め、児童・生徒が以前よりも容易に多くの情報に触れる機会などが増えてきたことから、市内小・中学校では、警察や法に関する外部人材と連携し、セーフティ教室等においてSNSやスマートフォンの使い方、法やルールの意義等について学んでおります。

次に、Wi-Fiが設置されている公共施設のうち、中央公民館のWi-Fiについてであります。明治150年関連施策として市の歴史資料を次世代に残すために行っておりましたデジタルアーカイブ事業に伴い、平成30年5月に設置したものであります。

次に、東大和市ロンドみんなの体育館のWi-Fiにつきましては、スポーツ施設を利用する方への利便性を向上させるために、令和2年11月に指定管理者が設置したものであります。

次に、各小・中学校につきましては、GIGAスクール構想に伴う1人1台端末の導入に伴い、令和3年3月に設置したものであります。

次に、自習スペースの拡充と使いやすさについてであります。中央図書館会議室、視聴覚室は、図書館事業や関係団体が使用するために設置されたものであり、そうした利用により7割程度が稼働している状態です。そのため、自習スペースの拡充といたしましては、中央図書館2階に年間を通して利用できるフリースペースを設置したところであります。

使いやすさにつきましては、利用者が安全に集中して自習できるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をしたいと思います。

まず最初に登下校時の安全についてなんですけれども、昨年の合同点検で32か所の点検箇所のうち29箇所が対応済みということでしたけれども、残りの3か所の対応は怎么样了でしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 昨年の通学路の合同点検におきまして、年度末で対策が未実施であった3か

所のうち2か所は現在対応が完了しております。

残り1か所につきましては、第六小学校と第三中学校の間の南北に走る道路でございまして、横断歩道の移設がございまして、こちらにつきましては、警察による横断歩道の移設でございまして、年度内に終わる見込みと聞いてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） その合同点検で様々な点が、改善点が見られたと思うんですけども、それに対してどのように対応したのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 例えば車の制限速度内で走っていても児童が近くを歩いているということもございまして、車の往来による危険では、学童注意の立て看板の設置、路面への学童注意の表記、交差点の路面を赤く塗装する、歩道の白いラインの内側に緑色のラインを引き歩道を強調するなどの対応を実施してございます。そのほかにも、警察による見回りや交通違反の取締りの強化などをお願いしているところでございます。

また、学校におきましては、児童・生徒に横に広がって歩かないなどの指導を行うとともに、危険箇所の注意喚起等を保護者と協力して行っているところでございます。

○21番（床鍋義博君） 今年のテレビ放送を見ていたときに、実は東大和市のところが取り上げられていて、それは多分恐らく新青梅街道のところの抜け道として使われているんじゃないかなというところの放映がありました。

その箇所について、非常に、場所を私も確認したところ、対応って難しいのかなと思うんですけども、それに対して何か対応したのかどうかということをお聞かせください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 当該箇所は、第九小学校の南側の東西に走る通りでございまして、こちらにつきましては、学童注意の立て看板や路面標示、あと交差点の路面の赤標示あるいは交差点マークの追加、歩道の緑色ラインの追加等を行ってございます。また、警察による見回りや取締りの強化をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 様々な対応を取っていただいて感謝いたします。

私も車を運転する立場でありますから、様々な、市内も当然ですけども、市外のところに行くところもあります。その際に、やはり子供注意とか、そういう看板が出てくるとやはり注意します。ある自治体のところに入ると急に看板が多くなる場所も実はあるんですよ。それは、確かに慣れてしまうと慣れちゃうのかもしれないですけども、初めて行ったときに、ああここは何かすごい注意しているんだなというふうにドライバーに対して注意喚起が行われると思いますので、そういった意味でもこの注意喚起の看板というのは非常に、今のところそれ以外の有効な手段ってというのはなかなかないと、本当に道路がすごく広がって、すぐできればいいけど、そういうふうにはいかないと思いますので、そういう対応を取っていただくとすごく助かると思います。これは要望ですので、御答弁は結構です。

次に、先ほど他の議員も質問されてたんですけども、子供たちがここを気をつけるべきというような、そういったハザードマップみたいなものは各学校で対応しているというふうにお聞きしました。

ただ、これって逆に、僕らも含めてドライバーの人たちにはあまり周知されてないわけですよ。そうすると、そういったハザードマップとかこの辺が危険だっていうことを当然、ホームページもそうですけども、いろんな意味で周知する必要があるんですけども、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在小学校の入学ときには学校から親子安全マップの配付や、小学校3年生の授業で危険箇所マップの作成を行っており、合同点検などを実施しているところですが、それぞれ実施時期が異なり、一つのマップとするタイミングなどの課題が考えられます。

現時点におきましては、各学校の学区域ごとで学校、児童、保護者で情報共有が図られております。ただ、御提案いただきました内容を含めまして、また他市状況も参考に調査研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 少なくとも学校単位でやっている、学校の親御さんとかには周知できると思うので、近隣の住民の方はあの辺は危険だなという認識はされると思います。ただ、車は道つながっているものですから、市内の周辺の住民の方だけではないので、それらのことをどうしたらできるのかっていうのも、私も実はそういう策は持っているわけではありませんので、これはもう皆さん検討、研究を重ねてほしいなというふうに思います。

次の防犯カメラのほうに移ります。

先ほど御答弁の中で、適所に防犯カメラを設置されてるということでした。20台のカメラを設置するにはそれなりの費用もかかるし、課題もあると思うんですけども、そのあたりについていかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 防犯カメラの設置に伴います現状と課題でございますが、通学路等の防犯カメラにつきましては、以前に設置しました50台、令和3年度に設置した20台がございまして、現在70台の防犯カメラが稼働してございます。

その70台の運用につきましては、機器の電気代や電柱の共架料の料金のほか保守点検委託料などもあり、合計で年間約150万円の費用が発生しております。

課題といたしまして、過去に設置した50台の防犯カメラは稼働後5年以上経過しており、故障による修繕が必要となってきたりまして、費用面での課題があると認識してございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 費用、なかなかかかるということで、前に他の議員が無料で設置できるような、それは確かに自動販売機で、通学路になかなかそういう自動販売機が適所に置かれてるかといえばそうでもないと思うんですけども、そういったところも活用しながら、費用がかからないような方法も探ってほしいなというふうに思っております。

あと、現在稼働している監視カメラなんですけれども、運用っていうのはどのように行われているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在設置しております防犯カメラの運用につきましては、全てのカメラにおきまして常時撮影し、映像を記録してございます。事件発生などにより警察から法に基づく提供依頼があった場合に、依頼内容に基づき、当該カメラからの指定の時間帯のデータを抽出し提供する運用を行ってございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうすると、こういう言い方はあれですけど、事件とか何かが起こってから映像を提出するという形になってると思うんですね。確かにビルの管理ではないから、常時警備員がその監視カメラを、防犯カメラですね、見ながら対応するっていうのは当然費用的にも難しいのかな、人員的にも難しいのかなと思うんですけども、たまに私、展示会とかで行われている学校関係セキュリティ展とか、そういうところに

も行くんですけども、最近だとAIが判断をして、不審な動きをしているとか、何か事件が起きているなどという、動きが激しかったりとか、あと倒れていてそれが、病人が倒れてるとか、そういうことを自動的に発見してアラートが鳴ってお知らせするっていう、そういうものも非常に安価でできるっていう、そういうベンチャー企業のサイトも見てきました。

そういったところについての検討、研究についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） AIによる対応でございますが、見積り等の算出は行ってございませんが、そのシステム導入費用やアラートの際に対応する職員等の課題があると考えております。

現時点での対応は困難であるかと考えてございますが、機能や普及状況、他市状況など情報収集し、今後調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この技術は本当に日進月歩なので、日進月歩じゃないな、もっともっと早いスピードで開発されて、なおかつ費用も安くなってくると思うので、研究、検討を重ねていただきたいのと、あと他市の状況を見ながらということでしたけども、これは別に他市がやったからとかじゃなくて、うちが先進的にやってもいいことです。逆に関や都の補助金を使えるっていうようなこともあると思うんですね。ですから、積極的に検討してほしいなというふうに思っております。

リアルタイムではなかなか今難しい現状ですけども、この予防的な観点から言うと、街角っていうか、住宅にも自分のガレージに向けて監視カメラを置いているところ、また自分の玄関に向けて置いているところっていうところが結構見られます。それらも協力してもらって、何かあったときに情報提供してもらおうっていうような、そういった検討はされてますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各御家庭の防犯カメラによる御協力についてであります。令和2年度に一度、一部ではございますが、市内の店舗に対しまして、設置してある防犯カメラの向きを少しでもよいので道路が映るように変更して、その旨の表示をお願いしたことがございますが、いろいろ御事情がありまして丁寧にお断りされた経緯もございます。

御家庭で防犯カメラを設置している場合、既に防犯カメラ設置の表示がされていることが多いことや、各家庭、御自宅のブロック塀の、例えばシールを貼ったりということはあるかと思うんですが、そういったことはただ抵抗感などもあり、課題があるかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そういう抵抗感のある方もいらっしゃるんですけども、逆に協力したいっていう市民の方もいると思うんですね。その際に、例えばステッカーなどで東大和市防犯カメラ協力の家とかっていうような、そういったステッカーを配ってあげると、私なんかからすると逆に防犯意識が高い家だっていうので泥棒に入られにくいのかなと思って、メリットだと思うんですね。そういうところが増えて、各所にそういうところがあったりすると非常に防犯効果が高いというふうに思います。

先ほどの自動販売機につけて無料で運用できるカメラとかも含めて、市内各所に監視カメラがあるって何となく嫌な気もするけど、逆に言えば防犯意識が高くなっていう、このまちが子供たちの安全を守るっていう、不審者が少なくなるっていうことに、どっちに重きを置くかだと思うんですよ。私は今こういう不審者が、誰と分からないものが多くなっている、そういう犯罪の中でそういったことに重きを置いて、子供たちの安全をしっかりと守ることがやっぱり市として、大人としての義務かなというふうに思いますので、ぜひこの

あたりの検討、研究のほうをよろしくお願いをいたします。

次の質問に移りたいと思います。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時29分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 午前中に引き続き再質問させていただきます。よろしくお願います。

②の教科書・タブレット端末などを含めた教材の重さやランドセルの重さについてですけれども、先ほど御答弁をいただきました。

ランドセルの平均重量が、これメーカー調べですけど、大体1.2から1.5キログラムで、小学校低学年でも最も重い日で大体4.7キロですね。それにタブレットが加わると5キロを超えるという重さになってしまいます。

これ、適正な重さは大体体重の10%から15%という、そういう研究もあるようなんですけども、この重さについて市はどのような形で認識をされているのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） やはり今お話にありましたように、実は平成30年度、文科省のほうから児童・生徒の携行品に係る配慮についてという通知がありまして、その通知を受けて、ある企業や市が行った調査の中身を見ましても、やはり助言をしている医療関係機関から、背負う荷物の重さは大体体重の15%を超えないようにということもあることから、大体小学校低学年では適正な重さは二、三キロ程度と考えますと、重さは重いと認識しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やっぱり今話したところで1.5キロぐらいのランドセルに、もう1.3キロのタブレットを入れただけで、もう重量それでいっぱいじゃないかっていうふうに思います。

それで、お聞きしたいんですけども、重量を軽くするための対策として、置き勉っていう言葉がありますがそもそも、置き勉っていうのは学校に教科書とか置いて帰るっていう形で、昔、僕らの時代だと置き勉やってるのは若干、いわゆる不良とかっていうのが家に教科書持っていけないっていうあれですけど、今こういう重さっていうことを考えると、これはもう確実に対策として必要じゃないかっていうふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本市では、校長会や副校長会において、児童・生徒の体格や学習状況に応じて荷物の持ち帰りの柔軟な対応をお願いしますと伝えております。

これを受けて、各学校では、学年や学級ごとなどにおいて、学習で使用する教材などを学級ごとに保管をしたり、持ち帰りの教材などが一度に多くならないように計画的に指示を出したりなどの工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひとも、もうこれはしょうがないことなので、勉強も大事なんですけれども、それはもうタブレットで帰ってからも復習できるはずなので、そういった対応をお願いしたいと思うのと、大体こういうことって、教育委員会が一斉に出して指針を示すんですかね。それだといいんですけど、学校の校長が替わったときに方針が変わることもよくあると思うんですよ。前、動物の飼育で質問したときも、校長替わっ

たときにそういうことがあるっていう話も聞いたので、そうすると、このことについては、永続的にといったらおかしいけど、取組として、教育委員会として、東大和はそういう形なんだっていうことを担当の校長が異動したときにも周知できるような、そんな姿勢になってほしいなと思うんですけど、このあたりいかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本件につきましては、今後も継続して周知をしていくため、管理職が替わりましても各学校で対応するようしてまいります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひお願いします。

先日、テレビ放映で取り上げられたところで、富山県立山町が民間企業、アウトドアメーカーと共同して、依頼して、軽いランドセルを作ってくれ、1キロ以内にしてくれ、6年間持つようなものにしてくれといったもので、実際テレビで見るとすごく格好もよくて、子供たちにも評判がよくて、そういったことを町が主導して、子供たちのその重さについて解決策をしっかりと示しているという、その姿勢がすごく大事だなと思ったんですよ。それは、町が開発を依頼して、入学の予定の児童に全て町が予算を立てて配るって、そういう形だったんです。

もちろん、人口も違いますし、そういういろんな予算とかありますけれども、そういうことを町が積極的に民間のメーカーに問いかけていくっていう、そういう姿勢、大事だと思うんですよ。そのあたりについて教育委員会でどのように議論されているのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 民間との連携についてでございますが、例えばランドセルでございますけども、ランドセルにつきましては、社会的に小学生はランドセルという認識が浸透しておりますが、現在市内の小・中学校におきましては通学用のかばんの指定は行ってないことから、軽量のリュックサック等でも可能な状況とはなっております。

あと、ランドセルを選ぶ際に、各御家庭や御本人の趣味趣向もありますことから、現時点におきましてはランドセルに関しましては今のところ統一等、何かそういうことを行うという予定はございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私も子供が2人おまして、ランドセルを購入、私が購入するわけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが購入してくれるのにどれがいいかっていうことを選んだときに、やはり親の目線なんですよね。結局、丈夫でいいものでっていうふうに思っちゃってて、重さまでは全然気にも留めなかったんです。実際にそういう家庭って多いと思うんですよ。そういったことをやっぱり問題提起するっていうことが非常に大事だと思うので、ぜひこのランドセルの重さとかっていうのも日々研究して、新しいもの出てきますし、その立山町では各自治体からの問合せも殺到しているらしいです。

今回取り上げませんでしたけども、実は学校の制服とかも親御さんからいろんな要望が出てて、洗い替えがなかなか利かないと。子供は汗かいてくるんだけど、特に学生服なんかは学期の終わりにしか、1着しかないから洗濯出せないんだよって、それって非常に不潔じゃないですか。それだってもしかすると、最近、名前ちょっと出せませんが、いろいろアウトドアメーカーで安く提供しているところがあって、そこをコラボして、もし洗い替えの利くものが安く提供できるのであれば、すごく子供たちも動きやすく、親御さんにとっても洗濯の洗い替えが利いてって、すごくいいことができると思うんですよ。

ですから、自分たちでできないことも民間の力を使ってできるっていうことが可能であると。むしろ業界に

としては、自治体が働きかけてくることで宣伝効果にもなりますし、自分たちのやっていることが子供たちの役に立っていると、そういったことでモチベーションが上がると思うんですよ。ですから、そういったことも考えながら、子供たちの目線に立った施策を行ってほしいなと思ひまして、次の質問に参ります。

次、教職員の勤務時間についてです。

先ほど御答弁をいただきまして、時間外勤務は80時間、これ自体もすごいんですけども、この教員を、80時間を超える残業をする教員をゼロにすることを目標にっていうお話でした。

東大和市立学校における教員の働き方改善計画によりますと、個々の、今度は年次、有給の取得率の目標80%というふうにありましたけれども、ここについてどのような推移なのか教えていただけますでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） では、時間外勤務時間の推移について初めに御説明させていただきます。

小学校教員の月当たりの時間外勤務80時間以上の年間における延べ人数につきましては、令和2年度81人、令和3年度は98人であり、新型コロナウイルス感染症や1人1台端末導入への対応等により時間外勤務時間を縮減できない状況にありました。一方、令和4年度10月までの延べ人数は8人で、昨年度の10月までの延べ人数は79人でありましたので、今年度より大幅な減少傾向となっております。

続いて、中学校教員の延べ人数ですが、令和2年度は101人、令和3年度は144人でありました。令和4年度10月までの延べ人数は59人で、昨年度の10月までの延べ人数は112名でありました。こちらも半減している状況です。

そして、有給の取得の推移については、ちょっとこちらのほうはデータのほうがない状況でございまして、申し訳ございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 時間外勤務については凸凹あるんですけど、最近、直近でいくと改善されてるといったところだというふうに認識をしました。できるだけ、これは多分国の方針として、法律が急な動向があるので、なかなか難しいとは思いますが、この後に質問します外部指導員なんかも含めて、教職員の負担っていうんですかね、そういった減らす努力をしてほしいなと思うのと、また有給の取得率については今後、目標80%なので、そうじゃなくてももうこれは100%にしてほしい、これはもう休みなさいということで、人間って自分から休むってなかなかできなくて、やはりこれはもう強制的に休めというふうに上のほうから言わないとこれは休み取れないと思うんですよ。ですから、ここは強く言ってほしいなと思ってます。それを行わないと、できるだけ取るようにしてくださいねっていうんであれば、周りを見ながら取らない人も多いはずなんですよ。

こういう働き方改革で、教員の負担が過度になっているっていうのは、報道でもそうですし、昨今もういろんなところで取り上げられています。それで教師の成り手が少ないっていうことは、結局そのしわ寄せって子供たちに来ると思うんですよね。ですから、教職員の働きやすい環境を整えるっていうことも子供たちの安全と教育を守るっていうことでは一番重要だというふうに思ひますので、ぜひそのあたりの取組をお願いしたいというふうに思ひます。

実際に、他市との比較を行っているのか、特に多摩とかそういったところで、東大和市の教職員がどういった状況にあるのかということをお聞かせください。

○教育部参事（小野隆一君） 他市との比較についてでございますが、今現在は行っておりませんが、本市におきましては、負担軽減に向けた取組については、今年度につきましては働き方改革を最重要課題とし、校長の

リーダーシップとタイムマネジメントにより教員の意識改革を図ることができております。

また、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフの拡大等の人員体制の充実と、学校行事の在り方の見直し、アンケート等のデジタル化等が挙げられます。

また、先ほど有給取得の促進についてもあったんですけども、学校によって個々に応じた特別な記念日をアニバーサリー休暇として取得するよう促したり、会議のない日を年休推奨日として設定したりするなど、年休が取りやすい環境をつくっている学校もございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 一般の会社ではリモートワークとかで、コロナでそういうことができますけど、なかなか先生はリモートワークっていうわけにはいきませんから、できるだけ学校にいる時間を短くするような、そういった施策を望みまして、次の質問に移らせていただきます。

次、④で、部活動における外部指導員についてです。

部活動に、教職員の負担の、アンケートの中で大きいところが結構部活動の負担っていうところが大きいところだと聞いています。前にもこの関連の質問は幾つか、何回かしたことあるんですけども、学校の先生のスキルに頼るっていう、もうそういう時代ではないと思うんですね。その教職員って、大体平均すると3年ぐらいで異動してしまって、すごくぴったりマッチした先生がいたところで、3年後にはその部活ってまた違う先生に引き継がれてしまうことがありますと。

そうすると、サステナビリティが非常にないなと思うので、そういった意味でも外部人材、特に外部といっても地域の人材を活用することが非常に有用だというふうに、これは地域のコミュニティにとっても有用だというふうに思いますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○教育部参事(小野隆一君) 部活動への地域人材の活用についてでございますが、学校の部活動をめぐる状況につきましては、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増しております。学校の部活動では支え切れなくなっていく中学生のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域人材を活用した地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要であると認識しております。

さらには、このことは学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ぜひ積極的な活用をお願いしたいというふうに思ってます。

この外部指導員を導入することによってメリット、今伝えましたけども、デメリットっていうのは何か考えられることはありますか。

○教育部参事(小野隆一君) ではまず、外部指導員導入のメリットについてでございますが、生徒にとっては専門性の高い指導が受けられること、教員にとっては部活動指導の負担が減ることなどが考えられます。

デメリットにつきましては、専門の指導でどんどん子供たち、技術が向上しますので、勝つことが増えてくると思うんですね。そんな中で勝利至上主義に傾いてしまった場合に、練習の過熱化や、それによるけがや故障が生じやすい、そんなことが考えられると思います。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 確かに熱が入り過ぎてっていう話もお聞きすることがあります。それは、熱が入り過

ぎたら、やっぱりそれは学校のほうで指導して、程々と言ったらおかしいですけども、適正な指導にしてほしいなというふうに思ってます。やっぱりそれを考えると外部指導員というのはやっぱりメリットのほうが多いかなというふうに思いますので、ぜひこれを推進してほしいのと、あともう一つお聞きしたいのが、学校で外部指導員もいない、学校の部活の先生が異動した、そういった場合に廃部になってしまうようなことがあると思うんですけど、そのような例があるのかどうか。そのような場合にどのような対応が今取られているのかということをお聞かせください。

○教育部参事（小野隆一君） 教員の異動に伴う廃部ということでございますけれども、学校のほうとしましては、できるだけ廃部にならないように対応を工夫をしているところでございますが、異動に伴いまして指導ができない、または指導を望む教員がいない場合には廃部という対応を取っている状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） その廃部になった際に、例えば隣の中学校にはその部活動があるといったところで、その部活に参加するような、そんなようなことはできるのでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） これまで、部活動の人数が非常に少なくなってしまって、合同部活動という形で一緒にやっている取組はございました。

ただ、廃部になって、部がないところで別の中学校の部活動に参加するということは行っておりませんので、それについても今後研究していく必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 学校の部活動って、やっぱり勉強と同じぐらい大切な活動だと思いますので、できるだけ生徒に寄り添った形で、この部活をしたいときに自分の部がなければ、隣にあるのであればそっちに行けるような、そんな施策を臨機応変にやっていただくようお願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次は、児童や生徒がトラブルに巻き込まれないための法教育についてお聞きします。

先ほどの法教育ですね、地元警察署におけるセミナーというお話でしたけれども、具体的にどのような形でされているのかお聞かせください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 小・中学校で実施しておりますセーフティ教室では、警察や通信会社などと連携をして映像資料などを活用しながら、SNSの正しい利用の仕方を学んでおります。また、メディアリテラシーの学習の一環として、法令遵守や犯罪に巻き込まれないための心構えも学んでおります。

そして、セーフティ教室以外でも、小学校では例えば薬物乱用防止教室を東大和警察と連携し、法令に関する内容も学んでおります。また、租税教室では、法律に関する専門家と連携し、租税の仕組みや働きを学ぶ中で法令に関する内容も学んでおります。

そして、中学校では、技術家庭科における消費者教育においてクーリングオフ制度についても学習しております。

引き続き、小・中学校において児童・生徒がトラブルに巻き込まれないような取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私もこれまで地元警察署によるセミナーっていうものに参加をしたことがあります。その際、ビデオなんかも含めて詳細に、どういったことをするとそういうネットの犯罪に巻き込まれてしまう

のかってというようなことを具体例を挙げながらしっかりと説明されていたといったこともあります。

そちらについては、今の警察署の取組としては全然問題ないんですけども、一歩進んで、例えば子供たちが街、ここでいうと街ってというのは立川とか、もっと行くと渋谷とか原宿とかに行ったりすると、いわゆるキャッチセールスですよ、女性だったら化粧品であったり、あとマルチ、男性でもそうですけども、マルチ商法に絡んでしまう、締結させられてしまうというような被害があるというふうに聞きます。

その際に、やはり基本的な、基礎的な法律知識があると、ああこれってこういうことで断れるんだとか、先ほど消費者のところやったクーリングオフとかもそうですけれども、そういった法律知識が学べる機会、法律全体の、なかなか、法学部じゃないですから難しいんですけども、少なくとも身の回りにあるトラブルに巻き込まれないための基礎的な法教育っていうことが必要だというふうに考えていますけども、そのことについて何か教育委員会で考えていることっていうことはありますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 今お話にありましたように、子供たちの成人年齢も低下してきておりまして、子供たちを取り巻く状況も随分変わってきております。

学校では、教科等の学習を教科書を通して学習指導要領に基づいて授業をしておりますけれども、それぞれの指導の中で具体的な、今のような事例も関連させながら、子供たちが考えて、自らの身を守るような学習ができるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 各教科の中でやられてるってということで、ただ学校の先生は法律の専門家ではないので、できれば行政書士会とか、弁護士会もやっていると思うんですけども、法教育っていうプロボノの活動をしている団体がありますので、ぜひそういったところを活用して、子供たちにより法律が近いところにある、自分たちのこの行為がどういふことを及ぼすか、例えばSNSであったりすると転用したりすることで著作権の侵害になるとかっていうのって、なかなか、身近でもあるんだけど、じゃ著作権って何なのっていうことが分からないと思うんですよ。

そういったことを教育しないまま成人年齢が引き下げられていて、高校卒業と同時にもう、未成年であれば親の取消権、法定代理人の取消権があるにもかかわらず、それが外れてしまって、法律知識が全くないまま社会にある意味放り出されてしまうという、そういうことを守るためにも、やはり小中高の段階でしっかりと基礎的な法律知識を学んでほしいなというふうに思いますので、ぜひ御検討をさせていただきたいと思います。

では次に、⑥図書館や公民館などをはじめとする公共施設のWi-Fiの設置について伺います。

先ほどの御答弁の中で、中央公民館と体育館がWi-Fiが設置されてるといったところですけども、これは誰でも使いたいときに使えるフリーWi-Fi、物理的に使えるっていう、そういう形で提供されているって認識でよろしいでしょうか。

○中央公民館長（伊藤 智君） 中央公民館に設置しているWi-Fiの利用につきましては、中央公民館の利用申込みをしていただいた方で、Wi-Fiを使用したいと申出があった方に対して、パスワードなどを伝えまして御使用をさせていただいてるというような状況でございます。

また、こちらのWi-Fiのほうの利用時間につきましては、中央公民館の開館時間ということとさせていただきます。

以上です。

○教育部長（小俣 学君） ロンドみんなの体育館のほうのWi-Fiにつきましては、これはフリーWi-Fi

i でございます、利用者の方ならどなたでも利用できると、そういう状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) では、他市の公民館での設置状況はどうなっていますでしょうか。

○中央公民館長(伊藤 智君) 他市の公民館での設置状況ということでございますが、東京都の26市の中で公民館があります16市のうち、例えば東京都公民館連絡協議会、こちらのほうがあるんですが、こちらに参加しております11市のうち10市につきまして、これは東大和、我々も含めるんですが、10市は設置済みということで、残りの1市は今年度に設置する予定ということで伺っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) では、他市の市立図書館におけるWi-Fiの導入状況について教えてください。

○中央図書館長(浴 靖子君) 他市の図書館におけるWi-Fi設置状況についてであります。令和4年10月に行いました調査では、中央館や中心館と言われる比較的規模の大きい図書館についてWi-Fiを設置していない自治体は、当市を含めて5市であります。

そのほか、レファレンス室や自習室、閲覧席等、館内の一部で利用できるという自治体が20市、そのほか、図書館には設置していないけれども併設の公民館で設置しているので場所により利用できるという自治体が1市となっております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 中央館中心部にWi-Fiを設置していない自治体、中心館にWi-Fiを設置していない自治体は当市を含めて5市しかないといったところです。

特にGIGAスクールでタブレットが配付されている状況で、もうWi-Fiが使えないで自習室で勉強するってもう不可能じゃないですか。先ほどの置き勉強じゃないですけども、学校に教科書を置いてきて、じゃタブレットで勉強するときにWi-Fiが使えなければ自習室の意味がなくなると思うんですよね。

ぜひ図書館の会議室を利用した自習室が、まだ全館とは言いませんけれども、少なくともそこについてはタブレットが導入された今Wi-Fiが必要だというふうに切実に考えますけれども、いかがでしょうか。

○中央図書館長(浴 靖子君) 図書館において利用者の方が調べものを行う際に、昨今では図書資料だけでは十分な調査ができないという状況があります。このため、図書館では利用者用にインターネットが使用できるパソコンを設置しておりますので、現時点におきましてはWi-Fiの設置の予定は考えておりません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 現時点においては考えてないということですが、私はこれはもう必須だというふうに思います。もう今皆さんも、恐らくスマホを持ってない人のほうが少ないわけですよね。そのときに、どっか行ったときにWi-Fiがない環境ってすごくつらく感じたことありませんか。僕らだけじゃなくて、若いデジタルネイティブの世代は、当然どこにでもつながるWi-Fiがあつて当然と思ってる世代なんです。

ですから、そういった状況を考えると、少なくとも勉強できるスペースってところの拡充はこの後に言いますけれども、そのところにはWi-Fiがあつてしかるべきだというふうに考えますので、引き続き前向きな御検討をお願いしたいというふうに思います。

次の最後の質問になります。

自習スペースの拡充と使いやすさについて質問します。

自習スペースについて最初に私が質問したとき、多分平成27年頃だと思うんですけども、その頃私、いろ

んなところを調べたときに、あまり自習室ってなかったんですけども、今設置してるところ結構あるかなと思うんですけども、図書館の自習スペースについて、他市の設置状況について御認識があれば教えてください。

○中央図書館長（浴 靖子君） 他市の自習スペースの設置状況についてでございますが、同じ令和4年10月の調査では、常設または臨時の自習室を設置している自治体は当市を含めて19市、設置していない自治体は6市、そのほか、併設施設のほかの部屋を自習室として使用している自治体が3市でした。

設置している自治体の内訳についてでございますけれども、常設の自習室がある自治体が11市、開架の閲覧席等の一部を学習席としている自治体が4市、使用できる日を限定した自習室がある自治体が当市を含めて4市ということでした。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 最初に27年に自習室を設置したときには、少なくとも当市は先進的な取組をしていたはずなんですけれども、いつの間にか逆転されてるなという感じがあります。

ちょっと調べたところでも、西東京市では学習スペースマップというのを発行していて約30か所、船橋市では24か所。船橋市では実施期間は通年なんです。実施時間も、各館によって違いますけれども、基本午前9時から午後9時まで開放していると。非常にいつでもどこでも勉強したいと思えばできるような環境を提供しているというところですよ。

東大和市の子供たちが勉強したいっていったときに、自宅でできない人も絶対いるはずなんです。居場所がなかったり、自分の部屋が与えられていなかったりとかって、そういう状況を考えると、そういう勉強できるスペースがあるんだよ、朝9時から夜9時までどこでもできるんだよっていうところを確保してあげるってというのは、これ行政の役割じゃないかなと思うんですけども、そのあたりについていかがお考えでしょうか。

○中央図書館長（浴 靖子君） 図書館におきましては、現在会議室を自習室として開設している場合におきましても、利用時間は夕方午後5時までとなっております。その理由としましては、土日は図書館の開館時間が5時までであるということ、それから平日、中央図書館は夜7時まで開館しておりますけれども、レファレンス室等、2階のお部屋の御利用のほうは職員体制の問題もございまして午後5時でクローズしてしまっているところから、自習室を開催している日時にあっても会議室のほうは御利用は5時までという現在状況になっております。

以上でございます。

○教育部長（小俣 学君） 自習スペースの関係では、これまでも長期休業中を中心にやってきているところがございますけれども、やはり通年でできないかなという、そういうことも考えてきました。

そういう中では、教育長答弁にもございましたとおり、2階のロビーに8席、8人が利用できるような、そういうスペースもつくっています。まだまだこれでもとてもいいとは思っていませんけれども、ただ子供たちがいろんなところで勉強しているのを私も市内のいろいろ大型スーパー、そういうところでも見るときありますし、何とかしたいなというところでは考えてきているところがございます。そういう中でも、なかなか部屋の利用率、使用率とか、いろんなことがあって、恒常的に部屋を確保するっていうのがなかなかできなくて、試行のまま来ている状況でございます。

今後につきましても、やはりニーズはあると思っておりますので、通年とか、部屋の確保とか何かできないかなっていうのは今後の課題として考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 現状では難しいっていうのはよく分かります。難しい理由、できない理由っていうのは聞けば理解できるんですよ、私はね。だけど、それを子供たちが理解できるか。他市でこれだけのことができるのに、何でうちの市はって思うはずなんですよ。今知らないから思っただけで、それを私たちがそのままよしとするっていうのは、やはり子供たちにとっての責務を放棄してるんだっていうふうに僕自身も含めて思いますので、ぜひ、今部長おっしゃったように、前向きに、一つでも多くのスペースをどうやったら確保できるのか。どういう場所でもいいんですよ、机一つでもいいんですよ、そういったことを徐々にやっていくことを続けていくことによって教育現場、環境っていうのはよくなるかなというふうに思います。

今回児童・生徒を取り巻く環境について幾つか質問させていただきましたけども、日本一子育てしやすいまちということで標榜して日々皆さん努力されてるというふうに思います。そういった家族が引き続き東大和市にとどまってもらうためにも、この教育環境の整備っていうのは非常に重要だと思うんですよ。子供たちが勉強したいときに、いつでもどこでも自由に使える部屋、Wi-Fiというものを整えて、朝から晩まで時間の制限がなく使える場所があって、それらを支える、また先ほど申し上げました教職員の働きやすさの改革、多摩格差はあるというふうに言われてます。教職員が東大和がすごく働きやすい環境だっていうふうに思ってくれば、東大和に行きたいっていう異動の希望を出す職員も増えてくると思うんですよ。

そういったことを総合的に考えながら、将来を担う子供たちの成長を私たちが見守るといったことが我々大人の義務じゃないかなというふうに思いますので、引き続き目線を子供の側から見た形で施策を行っていただきたいと思ひまして、今回私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時10分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和4年第4回定例会での一般質問を行います。

今回は4点について質問させていただきます。

1点目は、障がい者支援についてであります。

昨年9月施行された医療的ケア児支援法は、医療、保健、福祉、教育、労働などの機関や民間団体が連携し、全国のどこに住んでいても適切なサービスが切れ目なく受けられるようにすることを目的としており、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが明文化されました。具体的な施策の実現は国や地方自治体の取組次第となり、相談場所があっても、サービスがなければ行き場所がありません。また、障害児から障害者になっても適切な医療、福祉サービスを受けながら生活できるように配慮するとなっています。しかし、地域により支援が受けられる地域と受けられない地域があり、格差が生じています。誰も取り残さないインク

ルーシブ社会へ支援の拡大が必要と考えます。

ここで、以下伺います。

①東大和市地域生活支援拠点「ういずねっと i (アイ)」の支援状況について伺う。

②重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業について。

ア、市内の重症心身障害児（者）の対象者数及び市の認識について伺う。

イ、事業の必要性を感じている親御さんがいるが、市として実施はできないか。

ウ、近隣他市の取組状況について伺う。

③ショートステイについて。

ア、市の取組状況について伺う。

イ、現状、預けるところがなく悩みを抱えている親御さんがいると聞いている。受け入れられるよう体制整備をする必要があると考えるが、現状と今後の取組について伺う。

2点目として、受動喫煙及び路上喫煙防止対策についてであります。

喫煙の対策については今まで3回一般質問で取り上げていますが、方向性は示されたものの、進展が見られない状況です。東京都受動喫煙防止条例、改正健康増進法が2020年4月1日より施行され、当市においては受動喫煙防止のため、市内6か所に屋外喫煙所が設置されました。しかしながら、喫煙所以外の市内の路上などには依然たばこのポイ捨てが各所で見受けられます。

令和3年度の環境省の「ポイ捨て」に関する調査報告書によると、全国1,740市区町村において、ポイ捨てについて調査及びポイ捨てを規制する条例等の制定の有無について、ポイ捨てを規制する条例等の制定状況は、制定済みが1,080市区町村と全体の約62%に上り、制定なしが660市区町村、全体の約38%という結果が出ております。東京都においては、たばこ等に関する条例は23区は全区で、市においては26市中24市が制定しています。SDGsの観点からも対策を強化しなければいけないと考えます。

以下、伺います。

①受動喫煙及び路上喫煙防止に対する市の取組について伺う。

②駅周辺等は、いまだにたばこのポイ捨てが目立ち、改善が見られない。対策を強化するため、喫煙に関する条例制定を求めているが、令和3年第3回定例会以降の進捗状況と市の認識について伺う。

3点目として、健康ポイント事業についてであります。

当市は、生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送ることができるまちを前提として、さらなる健康寿命延伸を図るため、令和2年9月、「東大和市健幸都市宣言」を行いました。

健康で長生きは皆の願いです。私ども公明党はこれまで、幅広い世代に向けた健康ポイント制度の導入を求めてきています。健康寿命の延伸には、若い世代から健康を意識させ、実践することが重要であると考えます。

以下、伺います。

①幅広い世代を対象とした事業を提案しているが、令和元年第2回定例会以降の取組状況について伺う。

②今年度、立川市及び八王子市はアプリなどを使用し、気軽に楽しく、健康づくりに取り組める健康ポイント事業を実施している。当市において、他市を参考に独自の事業を実施する必要があると考えるが、市の認識について伺う。

4点目として、自転車の交通ルール・マナーについてであります。

自転車のマナーについては、平成27年第3回定例会でも取り上げておりますが、昨今自転車の交通違反によ

る人身事故が相次いでいることから、警視庁は本年10月31日から取締りの強化を始めました。これまでに、悪質な行為を除き罰則を伴わない警告を行ってきましたが、信号無視、一時不停止、右側通行、徐行せず歩道を通行の4つの行為を対象に赤切符を積極的に交付することになりました。コロナ禍の影響でデリバリーサービスが普及するなど、自転車を利用する人が増加傾向にあり、交通事故や危険運転も多発している状態です。事故を未然に防ぐため、対策の強化が必要です。

以下、伺います。

①市内の自転車に係る事故の状況について伺う。

②マナー向上のための取組について伺う。

③自転車の交通ルールを知らない人が多く見受けられ、事故が多発している。世田谷区は事故防止のため、区の事業と接する機会の少ない20代から40代、区内事業者、区内大学、子育て世帯の3つを主なターゲットとして、自転車安全利用に関する啓発に重点的に取り組み、成果を上げている。本市としても参考に取る必要があると考えるが、市の認識について伺う。

④事故を未然に防ぐため、自転車の運転マナーについて、広く市民に認識していただくよう、市報、SNS、ポスター等を活用し、定期的に広報をする必要があると考えるが、市の認識について伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市地域生活支援拠点「ういずねっとi（アイ）」の支援状況についてありますが、地域生活支援拠点では、障害のある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、市役所、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センター「ウエルカム」を中心に様々な関係機関が連携し、障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けるために、5つの機能に基づき障害のある方の生活を地域全体で支えています。

具体的には、緊急的な対応が必要な場合の支援や、障害のある方に対する自立体験の支援などを行っているところであります。

次に、重症心身障害児（者）の人数及び市の認識についてありますが、市におきましては、重症心身障害児（者）に係る国からの判断基準が示されていないことから、統計的に人数は把握しておりません。

なお、市内には重症心身障害児を対象にした障害児通所支援事業所や特別支援学校等に通われている児童や生徒、並びに重症心身障害者を対象とした障害福祉サービス事業所に通所されている成人の方々が一定程度いらっしゃるものと認識をしております。

次に、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の実施についてありますが、この事業は、在宅の重症心身障害児（者）及び18歳未満の障害児が日常的に医療的ケアを受けている場合に、御自宅に市と委託契約をした訪問看護事業所の看護師を派遣し、一定の時間、御家族に代わり医療的ケアや療養上の介助等を行うことにより家族の介護負担の軽減を図るものであります。

市におきましては、近隣自治体の取組事例を参考に、本市の現状と課題を整理しながら、令和3年6月に成立した医療的ケア児支援法の趣旨や東京都の方針を踏まえるとともに、障害福祉施策全般の市財政への影響等も勘案し検討していくことが必要であると考えております。

次に、レスパイト事業の近隣市での取組状況についてありますが、武蔵村山市は平成30年度から、立川市

は令和4年10月から、それぞれ東京都の在宅レスパイト・就労等支援事業補助金を活用して実施しているとのことであります。

次に、短期入所サービスにおける取組状況についてであります。現在市内におきましては5か所の事業所で短期入所サービスの提供が行われております。市におきましては、サービスの利用要件を備えた方に対して、必要の程度に応じて支給量を決定し、適切な支援に努めているところであります。

次に、短期入所サービスの現状及び今後の取組についてであります。現状につきましては、介護者の高齢化などにより利用が増えており、市内及び近隣市の事業所を活用してサービスの提供体制を確保しておりますが、緊急時に利用できる事業所が少ない状況にあります。

今後の取組につきましては、引き続き新規開設予定の事業者や既存の市内事業者に対しまして、短期入所サービスの事業者指定を働きかけることが必要であると考えております。

また、短期入所サービスを実施するに当たりましては、グループホーム等の居住系サービスと同等の事業所の形態を備えていることが必要となりますことから、設備や人材確保等の課題への対応も必要であると認識しております。

次に、受動喫煙及び路上喫煙防止に対する市の取組についてであります。市ではこれまで、受動喫煙の防止や環境美化の観点から、マナーアップキャンペーンをはじめとした様々な意識啓発に取り組んでまいりました。

キャンペーンにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため一時中止をしておりますが、今後は方法を工夫し、再開を検討してまいります。

また、迷惑喫煙やたばこのポイ捨ての禁止についての啓発として、市報掲載や看板設置など、機会を捉え取り組んでまいります。

次に、喫煙に対する条例制定の進捗状況と市の認識についてであります。条例制定につきましては、他市状況の情報収集を行い、規制の内容について把握したところであります。

市といたしましては、喫煙による迷惑行為、たばこのポイ捨てなどの防止の観点から条例制定は有効な対策の一つと認識しております。

一方、喫煙を制限するなどの規制につきましては、真に必要な場合に行うなど慎重な対応が求められることから、規制の内容とともに、実効性を高めるための方策としてどのようなものが当市に適しているかを含め引き続き検討していくとともに、今後もマナーの向上に向けた取組を行ってまいります。

次に、幅広い世代を対象とした健康ポイント事業の取組状況についてであります。市では、65歳以上の方を対象とする東大和元気ゆうゆうポイント事業を実施しておりますが、平成29年度に開始して以降、ポイント付与の対象となる活動項目を増やすなど、事業の普及を図りながら取り組んでいるところです。

幅広い世代を対象とする健康ポイント事業につきましては、他市の事例の把握等に努めているところであります。

次に、市独自の健康ポイント事業についてであります。市といたしましては、スマートフォンのアプリなどを活用した他市の事例などを参考にしながら、民間事業者や地域の関係機関等との連携・協力により、気軽に楽しく取り組み、効果的で持続性のある市独自の健康ポイント事業について引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、市内の自転車に係る事故の状況についてであります。警視庁の統計によりますと、令和3年の市内

の事故発生件数は317件で、そのうち自転車が関与した事故は157件となっております。年齢別では、65歳以上の高齢者と高校生が多くを占めております。

次に、マナー向上のための取組についてであります。市報や市公式ホームページに自転車の運転マナーに関する記事を定期的に掲載するとともに、関係機関の御協力をいただきながら、各種の交通安全教室や交通安全講習会を実施し、マナーの向上について啓発を図っているところであります。

次に、ターゲットを設定した自転車安全利用の啓発についてであります。事故の多い年代の市民を主なターゲットに設定し、重点的な啓発を行うことは有効であると考えられますことから、高齢者や高校生を主なターゲットとした機会を捉え、啓発の手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、市報、SNS、ポスター等を活用した定期的な広報についてであります。自転車の運転マナーについて様々な手段により定期的に繰り返し広報していくことは、多くの市民の皆様にもマナーを意識していただくために大切であると認識をしております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番(木戸岡秀彦君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず1番目の障害者支援についてでありますけれども、東大和地域生活拠点「ういずねっとi(アイ)」の支援状況等含めて、相談支援の状況について、現在3か所で行っておると思います。一つは総合福祉センターは〜とふる、これは身体障害、知的障害、また2番目として地域生活支援センター「ウエルカム」、これは精神障害、また障害福祉課では障害のある方などが基幹相談支援センターとして地域における中核的な役割を担っていると思っておりますけれども、この第三者とはどのような連携を取っているのかお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長(大法 努君) 基幹相談支援センターを構成する市総合福祉センターは〜とふる及び精神障害者地域生活支援センター「ウエルカム」におきましては、特定相談支援事業所との連携により介護者の急病等の緊急時に対応できるよう、支援対象者を事前にリストアップし、アセスメントシートを基に拠点コーディネーター会議において情報共有及び連携を図り、緊急時に備えた体制づくりを進めているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

続いて、先ほどの「ういずねっとi(アイ)」ですけれども、これに対しては5つの機能があるということで、それらの相談状況、内容、課題についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長(大法 努君) 初めに、相談機能についてでございますが、緊急時などに支援が必要な方へのサービスのコーディネートや相談を基幹相談支援センターと特定相談支援事業所が連携して行っております。

課題につきましては、地域の相談支援体制のさらなる充実に向け相談対応を行う相談支援専門員の資質の向上が必要であるというふうに認識をしております。

次に、2つ目の緊急時の受入・対応の機能として、緊急一時保護事業及び緊急時よりそい支援事業を実施しております。

令和3年度から開始した緊急時よりそい支援事業におきましては、通常の障害福祉サービス以外の様々な場面での緊急的な対応について一定程度補うことにより、不測の事態に陥ることを防いでおります。

課題といたしましては、緊急一時保護事業において緊急時に居室を確保することが困難な場合もありますこ

とから、本事業の委託契約施設を増やす必要があることと認識しております。

次に、3つ目の体験の機会・場の機能として、障害のある方が施設やアパート型の居室で将来の自立生活に備えた体験や訓練ができるよう、自立体験事業を実施しております。

課題といたしましては、親亡き後を見据えた自立生活に向けた意識啓発、意識の醸成を図ることであると認識しております。

次に、4つ目の専門的人材の確保養成機能として障害福祉サービス従事者の人材育成や資質向上を図るため、知的障害者移動支援従事者養成研修や、重度訪問介護従事者養成研修などを実施しております。

課題といたしましては、障害福祉サービス事業所で働くことの魅力や意義を啓発し、介護人材の確保養成を図り、地域の安定的なサービス提供の基盤を整備していくことであると認識しております。

次に、5つ目の地域の体制づくりの機能として、年に1回、東大和市地域生活支援拠点連絡会議を開催しております。会議では、障害福祉サービス関係機関のほかに、高齢、介護、生活困窮、地域福祉、権利擁護などの関係機関などによる検討事例や情報交換を行っております。

課題といたしましては、複雑化した事例に対応できるよう、関係機関とのさらなる情報共有及び連携を図っていくことであると認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 細かな御答弁ありがとうございました。

やはりこの5つの機能に対してですけれども、それぞれ細かな取組をされているということでありますけれども、やはり緊急時一時事業については居室の確保は困難だということが分かりました。これについては対応ができるように鋭意進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、重症心身障害児・障害者等の在宅レスパイト事業についてですけれども、これに対しては状況を把握する必要があると思いますけれども、取組状況と課題についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 市におきましては、相談支援事業所が作成をしているサービス等利用計画案や障害児支援利用計画案などにより当事者の心身の置かれた状況を把握するとともに、保護者や当事者、関係者からの聞き取りを通して確認を行っているところでございます。

課題といたしましては、重症心身障害児（者）の受入れが可能な事業所が近隣市を含めて少ない状況でありますことから、事業所の確保が課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

やはり受入可能な事業所が少ないということでしたけれども、やはり市として実施はできないかということで質問させていただいておりますけれども、今回レスパイト事業については検討していく必要があるという御答弁でしたけれども、今回私はこのことを取り上げたのは、市内の中で相談を受けた方がシングルマザーで子供が3人、その方が3人とも障害をお持ちで、1人が難病を抱えております。自分が病気になる時、また所用ができたとき、預けるところがなく大変に御苦労されております。また、年とともに不安が募り、切実な問題でありました。

このような事業の必要性を感じている親御さんがおりますけれども、市としてレスパイト事業という事業に向けた検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 重症心身障害児（者）等の在宅レスパイト事業につきましては、市長の御答弁

にもありましたとおり、医療的ケア児支援法の趣旨などを踏まえまして、事業の必要性については認識しております。

しかしながら、市といたしましては、今後厳しい市財政の状況を見据えますと、新たな事業展開ということにつきましては、障害福祉施策全体の支出が多くなっているというような状況もございますので、それらの影響などを踏まえて検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 状況は厳しいということは分かりましたけれども、実施するための課題について伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 課題といたしましては、事業の円滑な実施に必要となります財源の確保、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）などの現状把握や、事業に協力をいただく関係機関との連携の構築などであると認識をしております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 先ほど市長答弁でも、現状を把握できてないというお話がありましたけれども、これはぜひ現状を把握をぜひしていただきたいなと思います。

続いて、近隣他市の取組状況ですけれども、お隣の武蔵村山市は平成30年度から、また立川市は本年10月から実施しているということですが、多摩地区で26市中13市で事業を私に行っていると聞いております。

また、小平市においては看護ステーションが受け入れてもよいと聞いておりますけれども、小平市を含め委託を検討できないか伺いたしたいと思います。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 本事業につきましては、介護をされている御家族の介護負担の軽減を図ることにつながるものがございますので、事業の必要性については認識しております。

一方で、先ほども御答弁させていただいておりますけれども、今後も厳しい市財政の状況が見込まれる中で、事業の円滑な実施に必要となります財源の確保という課題もございますことから、小平市の事業等を含めまして、他市の取組状況を参考としながら今後検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。状況は厳しいということは分かりました。他市の状況をしっかり見て検討していただきたいなと思います。

続きまして、ショートステイについてですけれども、これに対しては、ショートステイについてはなかなか預けられないという声を聞いております。これに関して市民から要望はないのか伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 短期入所サービスを提供している事業所及び受入可能な定員の枠自体が少なく、利用したいときに事業所と契約をして利用に結びつけることができない現状があるというふうな声はいただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 先ほど、緊急時利用できる事業所が少ないということをお聞きしましたが、どうしても現状預けられない状況がございます。ぜひ事業者に働きかけて支援を強化をしていただきたい、また設備、人材確保等が課題であるということでしたけれども、今後課題に対してどのように取り組んでいくのか伺いをしたいと思います。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、令和2年度から移動支援とか重度訪問介護などの従事者

養成研修を実施しているところでございます。これらの事業を引き続き実施していくとともに、事業者の皆様と連携・協力を図りながら、障害福祉サービス事業所で働くことの魅力を発信し、市内の事業所で働いていただける従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 様々課題があると思いますけども、誰も取り残さない支援ができるようによろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

受動喫煙及び路上喫煙防止対策についてでありますけれども、様々な取組、キャンペーンを含めてやっているということですけども、取組に対する効果についてお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） まず取組といたしまして、市では広報やホームページ等を活用し、また看板設置等の啓発活動を行っております。

特に現在新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施はしておりませんが、平成31年度まではマナーアップキャンペーンを実施いたしまして、歩きたばこ等のマナーについての啓発として、東大和市駅前等においてポケットティッシュや携帯用灰皿を配布し、また環境市民の集いや産業まつりにおきまして啓発用のチラシを配布しております。

効果でございますが、迷惑喫煙の防止や環境美化への理解が得られたというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） このマナーアップキャンペーン、コロナの影響でなかなかできていないという実情もありますけれども、やはり現状見ておますと、なかなかやっぱり改善できてないという実情ではないかと思っております。

また、マナーアップキャンペーンについては、以前も質問でさせていただきましたけども、現在東大和市駅と玉川上水駅で行ったということをお聞かせしておりますけれども、これに関しては他の各駅においてもぜひ実施をしていただきたいと思っております。それについて、その後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） マナーアップキャンペーンにおきましては新型コロナウイルスの関係で一時的にしておりますが、今後は場所の拡大や、あるいは方法等につきましても工夫をして再開を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

やはり工夫が大事だと思います。ただ単にマナーアップキャンペーンで配る、後ほど細かくお話をさせていただきますけども、ぜひ強化をしていただきたいなと思っております。

続きまして、条例制定についての件ですけれども、先ほど市長の答弁では、条例に関しては、喫煙による迷惑行為、たばこのポイ捨ての防止の観点から条例制定は有効な対策と認識しているということでありました。

私も今まで一般質問で取り上げて答弁をいただいておりますけれども、答弁を確認いたしますと、令和元年第2回では、他の状況を踏まえながら時代に即した条例になるように進めたい、また令和2年第3回定例会では、市独自の条例については、条例における目的と規制する事項を十分に見極めた上で制度に取り組んでいく。また、屋外における喫煙の在り方を方向づけしていくことが必要であると認識しているが、喫煙を制限するなどの規制については真に必要な場合に行うなど慎重な対応が求められる。市独自に課する規制の内容について

は、他市の取組状況などを参考に、引き続き検討してまいりたいという御答弁でありました。

私は、条例ありきではありませんけれども、東京都の区では全区で、市では当市とあきる野市の2市を除き条例を定めております。必要性を感じている自治体が多くある中で、当市としてどのように対策を講じていくのかお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 条例につきましては、喫煙者と非喫煙者の共存を図りつつ、条例に喫煙を制限するなどの規制を盛り込む場合、慎重な対応が求められるというふうに認識しており、制限する場所や行為、指導、罰則といった内容などを定めていく上で、実効性を高めるためにどのようなものが当市に適しているかということを含めて、引き続き検討していく必要があるというふうに考えております。

また、喫煙者の意識の向上といたしまして、有効な看板の設置やマナーアップキャンペーンの再開、実施といった啓発活動を継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時50分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 先ほど御答弁いただきましたけれども、この条例制定についての課題はあるのかお伺いをしたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 条例をつくる上での課題ということですが、喫煙を制限する内容を定める場合の、その程度というのが課題であるというふうに考えております。

条例につきましては、喫煙を規制する内容を強くすればより効果は上がるかもしれませんが、強い規制として、例えば条例上で過料を定めたとしても、実際過料対象となった場合に、過料の徴収を行っている自治体は少ないのではないかとこのように認識しております。実効性と規制の内容とのバランスをどう取るかということが課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この条例についてですけれども、やはり状況が変わらない以上、私は改善する必要があると考えております。私は過料を定めることは、私は得策ではないと私は思っております。

市内各所を定期的に私も歩いて確認をしておりますけれども、やはり各駅周辺、またお店、特にコンビニ等があるところの周辺道路、またその歩道沿い、また今やはり気になるのは歩道沿いの樹木、雑草が伸びているところにはポイ捨てが多く見受けられます。また、先ほど御答弁いただきましたけれども、看板について工夫をするという、インパクトのある看板が必要じゃないかなと思います。

以前、この一般質問でも紹介しましたがけれども、東村山市にあるコンビニ周辺の歩道には、たばこ捨てる人、嫌われますという看板が2つ設置してあります、歩道沿いに。実は私もその辺りを幾つか見てみましたけれども、やはりポイ捨てがなくなっております。そういった効果も出ているところもあり、ただ単に看板をつけて変わっていないところはありますけれども、やはりそういったインパクトがあるものについては変わっているケース、なくなっているケースもありますので、それも一つの手段ではないかなと思います。しかし、歩きたばこ、路上喫煙を禁止するなどの規制は私は必要だと思います。

実効性の規制と内容のバランスをどう取るかが課題であるということですが、具体的に進めるべきと考えますが、改めて御答弁をお願いいたします。

○市民環境部長（田村美砂君） 繰り返しにはなりますが、喫煙による迷惑行為やたばこのポイ捨てなどの防止の観点からは条例の制定は有効な対策と認識はしておるところでございますが、一方で条例制定とその実効性については課題もあると考えておまして、どのようなものが当市に適しているのかを含め、継続して検討している状況でございます。

また、最近では、喫煙者の行動変容を促すような工夫を凝らした啓発活動といたしまして、例えば吸い殻を捨てたくなるような吸い殻入れを設置し、たばこのポイ捨てが減少したなどの事例も見受けられるようございます。先ほど議員のほうから工夫が必要ということのお話もございましたので、条例制定の継続した検討と併せまして、こういった新しい取組も時代に即したマナー向上の対策として参考としながら、市内の快適な生活環境の保持に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほど御答弁もありましたけれども、やはり工夫をして、まず実行できるものに関しては即実行していただきたいと思います。東大和市をきれいに、条例を含めぜひ積極的に進めていただきたいことを切に願います。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

健康ポイント事業についてですけれども、幅広い世代に健康ポイントということでお話をさせていただいておりますけれども、健康ポイントの導入に関して、市の認識についてお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長（志村明子君） 幅広い世代の方を対象にした健康ポイント制度を導入することにつきましては、例えば中高年の方の生活習慣病の発症の予防や高齢者の介護予防など、健康寿命延伸に向けた施策の一つになるものと認識しております。

その一方で、健康ポイント制度の導入に当たりましては、実施の方法や実施の運営にかかる費用、効果の検証方法など検討すべき課題が複数の項目にわたってありますことから、現状は他市の事例の把握に努めますとともに、現在市で実施しております高齢者の方を対象とした介護予防ポイント事業であります元気ゆうゆうポイント事業の実施の普及に努めてるところであります。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 今までこの事業に関してどのような検討がなされていたのかお伺いをしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 幅広い世代を対象といたしました健康ポイント制度につきましては、具体的な検討には至ってはございませんが、元気ゆうゆうポイント事業の普及に係る検討につきましては、コロナ禍によるポイント事業の活動場所になります通いの場の活動自粛及び高齢者が自宅で過ごす時間が増えたことによる身体機能の低下のおそれが発生した際に、特例といたしまして、自宅における介護予防活動に対してもポイントを付与する制度を開始しておまして、現在も継続しているところでございます。

また、新たに市で実施を始めてございます高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業であります体力測定会につきましてもポイントを付与する事業として位置づけることで、元気ゆうゆうポイントの対象事業の拡大を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 元気ゆうゆうポイント事業ですけども、この現状の活動状況についてお伺いをしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長(石嶋洋平君) コロナ禍に伴います高齢者の外出自粛や通いの場の活動自粛に伴いまして、一時は元気ゆうゆうポイント事業についても影響を受けたところがございますが、徐々に通いの場が再開されまして、新型コロナウイルスへの対処方法が整理されてきたことに伴い、令和3年度につきましては登録活動数が61団体、延べ参加人数につきましては2万4,260人と、令和2年度の1万5,470人と比較して増加傾向となっているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) コロナの影響で人の数は大分変更があると思いますけども、この元気ゆうゆうポイント事業に関しては、年齢層がおおむね65歳以上ということになっておりますけども、やはり健康寿命延伸については、求めるならば、やはり若いうちからそういった健康に対する事業を進めるべきだと私は考えます。

そこで、他市の事例でございますけれども、過去に一般質問で予算要望もしておりますけども、これまでの答弁で、情報収集して連携を図りながら本市の実情に合った仕組みをつくっていくということで取り組んでいくということでしたけども、やはり先ほど申したように、若いうちから健康に取り組んでいくことは大事な取組だと思います。

私は以前、厚生文教委員会で蒲郡市に視察に参りました。そこで健康ポイント事業を行っている話を聞きましたけども、そのときに私もすぐ登録ができるということで、今現在登録をしております。それに対して定期的に案内が送られてきます。来ると、最初はなかなかできなかったんですけども、定期的に来ると、やはり試してみようかなという、そういう気持ちになります。そういった定期的なそういったものが必要じゃないかと思えます。

多くの自治体で実施されておりますけれども、近隣市では本年、立川市、八王子市、小平市で実施しております。

立川市では本年6月1日から11月30日にスタートしました。NTTドコモと連携しスマートフォンアプリを利用、また歩数計を使用しているウォーキングなど、よりポイントを付与しております。

また、八王子市は本年6月からアプリを利用した、八王子てくてくポイント——てくぽを実施しております。健康づくりで社会参加を楽しみながらポイントをためるシステムで、歩く、脳トレ、食べる、起動、体重・血圧・血糖の登録、健診、イベント、ボランティアなどが数多く盛り込まれております。現在65歳以上が対象となっておりますけども、今後は幅広い世代でも必要と考えておるようであります。

参考になるとは思いますけども、市はどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長(志村明子君) 立川市が実施しております、たちかわ健康ポイント事業につきましては、ウォーキングや市が指定する健康教室等への参加などにより付与されたポイントの数に応じて景品が抽せんで当たることの内容になっております。その景品については、クラフトビールや昭和記念公園の年間パスポートなどとなっております。また、今年度の実施報告書が公表されており、事業に対する費用効果や参加された方のアンケート結果が掲載されており、本市におきましても今後の研究に参考になるものと考えております。

また、八王子市が実施しております、八王子てくてくポイント——てくぽにつきましては、令和3年度からの実証事業として実施されており、こちらは65歳以上の方を対象にスマートフォンアプリを活用したポイント事業とのこととあります。高齢者の健康づくりを目的としていることに加えて、スマートフォンを使用する

ことで高齢者のスマートフォンの利用の一助にもなっているのではないかと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 他市でも様々取組を行っておりますけれども、私は八王子がかなり参考になるのではないかと思います。65歳以上を対象にして、スマートフォンアプリを、で、実際にスマートフォンアプリの問合せがかなり多く、毎月講習会を実施してできるようにしていくということで、やはり様々な世代に広げていくことを考えているようです。

今まで先進事例等も紹介をして、市として情報も収集していると思えますけれども、ぜひ当市に合った健康ポイント事業を進めていただきたいと思いますと考えますが、最後に市長の御所見を伺います。

○市長（尾崎保夫君） 幅広い世代の方を対象とした健康ポイント事業につきましては、ポイントを付与する活動を通して、健康を保持・増進するためには望ましい生活習慣の定着について一定の効果があるのではないかと考えておりますし、また健康寿命の延伸に役立つものであると認識はしているところであります。

市としましては、現在取り組んでおります高齢者を対象といたしました元気ゆうゆうポイント事業を継続しながら、幅広い世代を対象とします市独自の健康ポイント事業につきまして、引き続き他市の取組を参考としながら研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ当市独自の、様々な自治体が行っておりますけれども、同じことをやれというよりも、やはり当市独自の事業をぜひ進めて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、4番目の自転車の交通ルール・マナーについてでありますけれども、これは以前にも私も、同僚の荒幡議員も取り上げましたけれども、やはり自転車には免許がない。車の運転には免許や講習が必ずあって、やはり意識づけになる。しかしながら、自転車はそういった講習も、限った人には講習会というのがありますけれども、やはり自転車に乗る人に対して全員が講習を受けるわけではありません。かなり規制も厳しくなってきた、なかなかルールを知らない人がいるということで、市民の方からも自転車が危ないということで聞いております。

そういった意味では、令和3年度の事故発生が317件中、自転車の関与した事故が157件と5割に達しておりますけれども、これに関して内容と詳細はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 具体的な事故の内容は把握しておりませんが、警視庁の統計で申し上げますと、市内の令和3年中の自転車に関与した事故では、自転車側に違反がなかった事故が約28%、安全不確認の違反があった事故が約20%、運転操作の誤りがあった事故が約17%となっております。

また、年代につきましては、都内では依然として20代から50代までの世代の事故が多い状況にありますが、市内では令和2年、令和3年で高校生、65歳以上の世代の事故が増加しているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

市内では高校生や高齢者の自転車事故が多いということでしたけれども、その世代に向けて啓発を行うべきと考えますけれども、検討していただけないでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 高校生に対しましては、市民の皆様からの御要望などの機会を捉えまして、市内の高等学校と連携して対応を図っているところでございます。

また、高齢者などに対しましては、今後高齢者運転免許証自主返納支援事業や交通災害共済の申込みに来られた市民に対し、自転車安全利用五則などを掲載したチラシを作成し配付することなどを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ高齢者に関しては、配付を検討しているということですが、ぜひ実施していただきたいと思っております。

また、高校生に対して、高校と連携を図っているということですが、内容についてお伺いしたいのと、また事故に関して高校生が増加しているということを考えると、高校に自転車安全利用五則などのチラシなどを配付または掲示していただくよう啓発をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 高校生の自転車運転マナーなどについて、市民の方などからの御要望があった際に高等学校に内容を伝え、市と一緒に解決方法を検討するなどの連携を行っております。また、高等学校へのチラシの配付等につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 高校生の事故も多いということなので、ぜひチラシ等も含め、この自転車の安全五則というのはかなりイラスト入りで分かりやすくなっておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

続きまして、マナー向上のための取組についてですけれども、自転車と歩行者による事故が増え、高度な損害賠償請求等の問題が起きている事例があります。小・中学校においては、交通安全対策として交通安全教室やスクエアード・ストレイト方式による体験型自転車交通安全教室などを行っておりますけれども、自転車の決まり事などを通して、法律の意義や法的な物の考え方を身につける法教育も必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在学校では、東大和警察と連携をして交通安全教室などを実施する際は、体験学習と併せて交通ルールの学習も行っております。具体的には、警視庁が示しております自転車安全利用五則の理解をはじめ、児童・生徒の発達段階や実態に応じて、道路の歩行と横断についてや、自転車の安全な利用に併せて自転車の点検・整備などについても触れております。

また、学校での日常的な安全指導の際、東京都教育委員会作成の安全教育プログラム、これを活用して指導を行っておりますけれども、本市の声かけ指導事例の中に、もしもあなたが自転車に乗っていて事故を起こしたら加害者になり、多額の賠償金を支払うことがあるという項目があるように、加害者になったときの刑事上の責任、民事上の責任、道義的な責任を確認することなど、児童・生徒に法律の意義や考え方を身につけさせることは重要であると認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほども他の議員からも法教育というお話がありましたけれども、やはり子供のうちからそういった法的なもの、基本的なものを身につけさせるということが大事だと思います。

また、小・中学校において安全運転マナーのポスターやチラシなどを掲示をして児童・生徒に啓発する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 小・中学校に対しましては、一年に数回、警視庁等から送付されたポスター等を各小・中学校に配付し、啓発をしているところであります。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 警視庁によるポスターを配付しているということですが、私もポスターの中身は確認をしておりませんが、市や都で、先ほどお話ししましたけども、東大和市や東京都が発行している自転車安全運転五則等もぜひ掲示をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これに関しては要望です。

続きまして、やはり自転車の交通ルールを知らない人が多くいるということで事故が多発しているということで、様々自治体によっては取組を行っております。

一つの例は世田谷区ですが、これは世田谷区に関しては以前、23区中、自転車事故がワーストワンということで、区として対策を講じました。世田谷に関しては20代から40代が60%を占めていたことで取組を強化したということです。

本市としては、20代から40代というよりも、高校生、65歳ということですが、この取組をちょっと紹介をいたしますと、7点ございまして、1点目は自転車安全利用推進員の育成・支援、2つ目は小学校での交通事故再現型交通安全教室の実施、3つ目は自転車実技教室を通じた交通安全意識の向上、4番目として地域が主体となって定める自転車ローカル・ルール、5点目として体験を通じて学ぶ体験研修「初めてのママチャリ」、6点目として交通安全を家庭につなぐ「交通安全シート」の活用、7番目として幼児向け交通安全教室の試行、この細かな形の取組によって自転車事故が30%減少したという結果が出ております。

本市もこの中でも取り組んでいることがございますけれども、ぜひまた参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続いて、この自転車のルール・マナー、広報ですが、実は今日市報が発行されましたけども、細かく見てみると、自転車の交通安全ルールが掲載をされておりました。ルールを知ってもらうために、やはりこれに関しては継続して様々な部分での広報活動をする必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

○道路交通課長(一ツ木正美君) 現状でも自転車安全利用五則を市報に定期的に掲載し、市内駅周辺の公共自転車等駐車場へ看板を設置するなど、継続的な広報を実施しているところでございます。

先ほど答弁申し上げました高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請の際のチラシの配付など、機会を捉えた広報を検討してまいります。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

やはりこのルールに関してはもう定期的にやるしかないと思うんですね。今回市報で小さく掲載されておりますけれども、できればイラスト入りの、スペースの関係もあると思いますけども、やはり分かりやすいように市報にも掲載していただければと思います。

あと、自転車に乗るに関しては自転車を購入しなければいけないですけども、自転車購入時にチラシ配付などを進めていただきたいと思いますけども、現状、東大和市内ではどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○道路交通課長(一ツ木正美君) 市内の自転車販売店に確認したところ、8店舗中7店舗が自転車の購入時に自転車の安全ルール等に関するチラシを配付しているとのことでした。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

やはりこれに関しては啓発を継続することが大事だと思います。事故を未然に防ぐためにも、引き続き取組をお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問は終了させていただきますけれども、最後に改めて、本年1年間、大変にありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1として、向原団地地区のまちづくりについて。

①として、向原団地地区地区計画（案）等に関する説明会でどのような意見が出たのか。また、意見書ではどのような内容が寄せられているのかをお聞きします。

②として、創出用地地区Bについて、市の具体的なプランはあるのか。

③として、暫定使用として、コロナで疲弊した個人商店を応援するための出店やキッチンカーを集めた「食の広場」のような活用ができないか、その点についてをお伺いいたします。

2として、市が関係するイベントの運営についてであります。

①コロナ対策のために産業まつりや福祉祭も飲食はテークアウトのみとして再開されましたが、近隣の所沢市のように3年ぶりに復活させた市民フェスティバルは全く従来どおりのやり方で、その場での調理や飲食もあり問題は起きておりません。来年のうまかんべえ〜祭は従来どおりで再開させるべきではないかと思っておりますけれども、その点をお聞きいたします。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、向原団地地区地区計画（案）等に関する説明会での意見についてであります。北側の創出用地地区Aにつきましては、特別支援学校の施設計画に関する内容として、車両の通行ルートや交通安全対策等についての要望などがありました。

南側の創出用地地区Bにつきましては、将来の活用方法の検討スケジュールについての質問などがありました。

次に、向原団地地区地区計画（原案）等に対する意見書の内容についてであります。向原団地地区のまちづくりの方向性（案）及び向原団地地区地区計画（原案）について、令和4年7月22日から2週間の縦覧に供したところ、向原団地地区のまちづくりの方向性（案）に関して1通の意見書が提出されました。

意見書の内容としましては、創出用地地区Aの外周部にゆとりある快適な歩行者空間が形成されることに対する賛成の意見や、創出用地地区Bに関するものとして、図書館を中心とした文化複合施設の整備を要望する意見がありました。

次に、創出用地地区Bの具体的なプランについてであります。創出用地地区Bにつきましては、令和4年9月に策定しました向原団地地区のまちづくりの方向性におきまして、東京都との協議等を進める中で、将来

の社会、地域のニーズを踏まえた活用を検討することとしており、現時点におきましては具体的な計画は未定であります。

次に、創出用地地区Bの「食の広場」としての活用についてであります。向原団地地区の創出用地地区Bにつきましては、東京都が民間活力を活用した事業などを行うための用地としたとされており、主要目的を持った行政財産でありますことから、基本的に一時的な利用が認められることはないと考えております。

次に、令和5年のうまかんべえ〜祭についてであります。うまかんべえ〜祭は、地域住民の交流と市の魅力発信を図ることを目的としたイベントであります。令和2年からは新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となっております。

現在うまかんべえ〜祭実行委員会では、令和5年5月13日及び14日の開催に向け、当市や近隣市等でのイベントの実施状況を参考としながら、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたイベント内容等を検討していると伺っております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時23分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（中野志乃夫君） まず最初に、1番の地区計画案等に関する説明会での意見としては、それほど多く意見がいっぱい出たというよりは、交通安全対策をしっかりしてほしいとか、そういうところの意見があったというような意見として伺いました。また、Bについても図書館等そういったものをという要望だそうですけども、この間、あの地区、いわゆる、とりわけ障害施設、障害者の特別支援学校ができるA地区とは別に、創出用地地区Bに関して、今までどのような意見と伺いますか、要望か何かあったのかどうか、その点をまず聞かせてください。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 創出用地地区Bについての今までの過去の説明会等では、創出用地地区Bを活用して災害時の避難空間として活用できる競技場や商業施設、運動公園や屋内プールのあるスポーツセンター、図書館を中心とした文化施設、文化複合施設などの御意見も伺っているところでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

あそこのBに関して、場所は本当に周りが住宅に囲まれており、これも以前にも議会でも私も言いましたが、災害時の何かあったときには非常にああいふ空き地のままのほうが活用しやすいんじゃないかという思いが私個人は強く持ってます。この間、市のほうはあそこにやっぱり住宅造ったり、商業施設を造ったりということも述べておりましたが、やはり私も近隣の方から話を伺うと、やっぱりあの空き地をうまく利用した形で検討してほしいという声を聞いております。

その中で、私としては、せっかく今空き地のままになっている場所で、この3番に書いたように、広場的な扱いとして、いわゆる一時的な利用をしたらどうかと思っております。それは、具体的に何か決まって、もうはっきりもうスケジュールが決まれば確かなかなか利用というのは難しいかなと思うんですけども、基本的

にこのBに関しては、スケジュール的にといいですか、どのぐらいのスパンでどういう方向で動いてくのか、その辺は見通しは立ってるんでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 南側の創出用地地区Bの将来の活用方法に関する検討スケジュールにつきましては、今後地権者である東京都との協議などを行いながら検討していくということになっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 恐らく、特別支援学校のほうが具体化されて動き出す、それもすぐ動き出してっていうよりは、実際できるのがまだ何年も先の話ですよ。そうすると、その間にBのほうのこの間、プランが、Bのところに関する内容が具体的にすぐ決まって動き出すとはちょっと考えづらいと思っております。つまり、そのままの形でずっと塩漬けと言ったら変ですけども、その状態になるんじゃないかと思っております。

それで、先ほどの答弁では、一時的な利用は認めないと東京都が言っていると、そういう話を聞いてるという発言でしたけども、それはもう具体的に必ず動かさないものなのか、一時的利用というのが全く不可能なのかどうか、その点はどうなんですか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 先ほどの市長の答弁と繰り返しになってしまうところございますが、基本的には一時的な利用を認められることはないというふうに聞いてるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 聞いてるという話なんですけども、それは東京都の関係者からはっきりそう断言されたのか、そういう話なんですか。それとも、この間の経緯からそういうふうに判断してるのか、その辺はどうでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東京都の担当のほうと調整をしてこの回答をさせていただいております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。東京都のほうはそういう意向だと言ってるわけですけども、ただ、どうなんでしょう、この間も既にあそこはもうあの状態になって大分たちますよね。そのままの状態に来て、そのまま何もしない。しかも、あそこは東京都がプランを立てたけど、東京都のある面、いろいろ問題があって計画が頓挫して、結局空き地になってる経過もあります。

この間、ちょっと私の視点ですけども、東京都の意向が、それが絶対そうだから今後もそうかという、ちょっと例としてはあそこの、ちょっと変電所の話になりますけども、あそこの旧日立航空機の変電所跡地を残すときも、東京都の態度が全く潰す方向であったり、そういう流れがありました。

それが変わって、今もともとあそこを管理した公園、東京都建設局の公園緑地部などは大分柔軟になってきて、積極的にああいった、いってみれば戦争のそういう遺産のようなものを活用するような、当初としては考えられないような変化があります。そういった事例が、東京都が管理する都立公園の用地、とりわけ調布の武蔵野の森公園ですか、あちらではもうそういう動きになってたり、随分変化があるんですね。私とすれば、そういう点から考えれば、東京都もやっぱり必要性とかいろんなことを考えて、柔軟な発想でいろいろ変化があると思っております。

ですから、実際、あのままの形でただ放っておくというよりも、何らかのちょっといろいろ話を進めることも可能ではないかと、そう思っておりますけども、さらにその具体的なスケジュールの、いつまでにどうっていう話もないわけですよ。大体何年までにめどをつけて、ここをこういう動きとして動くから、ちょっとそれはできないという話なら分かるんですけど、単にまだ何のめども立ってなくて、どのぐらい先、あそこの

計画が出るのか分からない段階ですから、その辺はもう少し東京都と交渉する余地があるんじゃないかと思えますけども、その点はどうでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 基本的には、一時的な利用というのは認められるところではないという認識ではございますが、議員から御発言があった内容につきましては東京都に伝えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ぜひ、ありがとうございます。そういう意向があるということ伝えるだけでも私は大分違ってくるし、いろいろな計画を検討するまた余地があるんじゃないかと思ってます。ちょっとついでに聞きますけど、ちなみにこちらの東京都の担当はどちらになるんですか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東京都住宅政策本部になります。以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。住宅政策のほうのちょっと大本がどちらに、建設局になるのか、ちょっと別になるのか、ちょっとよく分かりませんが、ちょっといずれにしても、たしか建設関係であれば、東村山の都営住宅の跡地のいろいろ計画も大分変わって、いろいろ変化して今の形になったはずだと思います。ですから、いろいろ当初の計画どおりいなくて、いろんな変化があって、それも相当な年数をかけてやっていますので、ぜひそういったことも踏まえて検討していただきたいと思えます。それと、2番目の……、失礼しました。

その前にちょっと一応再度確認しますけども、少なくとも創出用地Bについて、市としても具体的な今プランとしては持ち合わせていないということで、先ほど市長の答弁もありましたが、それでよろしいんですね。その点確認させてください。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 議員のお見込みのとおりです。以上です。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。ありがとうございます。

そうしたら最後に、この市が関係するイベントの運営についてということで、先ほども述べましたけども、今コロナのことでようやく規制がかからなくなったといいますが、国もいろいろそういう動きをしないような方向になって、各地で産業まつりとかいろんなイベントがされています。ただ、既にもともと大規模や野外コンサートから含めて、野球、サッカーもそうですけど、多くの観客を入れたイベントが行われている状況がもう既に御案内のとおりあるわけです。そのイベントでこういうことをしちゃ駄目だとか、飲食させないなんていう話も聞いてません。

ですから、ぜひ来年予定としているうまかんべえ～祭もそうしてほしいんですけども、ここ最近、近隣でいろんなイベントがある状況で、市としてはその辺はいろいろどう調べて、規制がある場合とか、規制がない場合とか、その辺の動きはどうつかんでるんでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） イベントに関する近隣の情報等の収集についてでございますが、議員から御質問の中にありました所沢の市民フェスティバルにつきまして確認をいたしました。

これは今年10月29日、30日の2日間、3年ぶりのリアル開催ということで聞いております。こちらは来場者数が2日間で約30万人ということで、開催場所が所沢航空記念公園で執り行われ、主催は所沢市民フェスティバル実行委員会ということで伺っております。

こちらの対策といたしましては、やはりコロナ禍の開催の工夫については実行委員会のほうで検討されたと

いうふう聞いております。参加者にはマスクの着用、手や指のアルコール消毒の依頼がメインでして、あとは飲食のほうは食べ歩きをしないようにということで、飲食のスペースを設けたというふう伺っております。

また、工夫した点では、プラスチックごみの削減ということで、出された食品の容器については、基本的に紙のものを用意していただくよう出店団体の方々にはお願いしたということで聞いております。また、ボランティア関係では、市内にあります高校の学生さんに運営に協力していただきながら、感染対策を十分に取ってやったというふう伺っております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） たまたま私もちょっといろいろお手伝いを頼まれて、ちょっとのぞいたんですけども、確かに一応皆さんマスクはしてる、なるべくそういう手の消毒もされてる、そういう場所も何か所かあってやっておりました。ただ、はっきり言って人混みはすごくて、本当に擦れ違うのもやっとなぐらいな人混みでした。ですから、1日15万人というのが全然うそじゃないぐらいのすごい人が出てたし、あの広い航空公園全体にいろんな出店やキッチンカーやら何から出たり、イベントもやってたということで、ほとんど従来どおりの変わらないという声を地元の人にも聞きました。結局3年ぶりにそういったお祭りができるということで、皆さんそういうのをある面望んでる、そういう場に行きたい、ようやくそういうことができるということで、以前より人が多く集まったそうです。

確かに、立ち歩きというか、食べ歩きしてないとはいっても、実際それだけ人がいますから、相当数皆さん食べ歩きしてましたけども、ただ、ちゃんとしたコーナーを設けて、椅子席、相当数多くつくってあって、そこで皆さん食べてはいました。

ですから、そのことからいうと、それだけの大規模なことでやって、じゃその後、何か大きな問題になったかとか、そういうことは聞いてませんし、やはり今後のことを考えると、おかげさまで、うまかんべえ～も毎年何万人も人が集まる、市内にとっては一番のビッグイベントになってますし、それでやっぱり東大和市にそれだけの人が来て、いろいろ、いってみればそういった意味でのまちを活性化させる役割が大きいものですから、できればそういう従来どおりの方向で考えていただきたいと思います。その点はまだこれから具体的に検討するということになるんですかね。ちょっとその点だけお聞きします。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 来年開催を予定しております、うまかんべえ～祭の件でございますが、先日も情報提供させていただきましたが、5月13日の土曜日、14日の日曜日の開催日で、会場については都立東大和南公園のグラウンドを予定しております。

現在うまかんべえ～祭実行委員会におきまして、やはりこちらも開催になりますと今度は4年になりますか、でございます。リアル開催もこういう形で、コロナの対策は当然のことながら、直近のいろんな情報も集約し、また最近では、先ほどお答えしました所沢のイベントや産業まつりの実績もでございます。また、翌週には武蔵村山で開催されましたデエダラまつりの実績等もございますので、そのあたりの事例、取り組んだものを、いいものを取り組みながら、今実行委員会のほうで検討しているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ぜひそのような形で近隣の事例を参考にして、これはやっぱり最終的に、実行委員会がやるとしても、市の姿勢で全然ころっと変わっちゃいますので、東大和市としては従来どおりの形でやれる方向で検討して進めていただきたいと思います。以上でございます。

以上で私の一般質問は終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 間 建 二 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、19番、中間建二議員を指名いたします。

〔19番 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、令和4年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策も間もなく3年目になろうとしております。この間、円滑なワクチン接種体制の構築をはじめ、公共施設や高齢者入所施設、また学校、保育園等の現場における感染防止対策、また自宅療養者への食料支援等、継続して取り組んでいただいている市役所職員の皆様、関係者の皆様の御尽力に心から感謝を申し上げます。

現在は第8波の感染拡大期に入っていると想定をされております。市議会におきましても、継続した感染防止対策を講じながらの議会運営となっております。

引き続き、尾崎市長を先頭に、市民の命、また健康、暮らしを守るお取組の強化を何とぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、多摩都市モノレールの武蔵村山方面への延伸事業に伴うまちづくりについて伺います。

本事業については、延伸事業の沿線自治体となる東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の2市1町が歩調を合わせて東京都に早期の事業化を求めてきたものであります。

私も公明党は、昭和40年代に多摩地域におけるモノレール構想を掲げて以来、当時の萩谷勝彦都議会議員から現在の谷村孝彦都議会議員の2代にわたって、一貫して都政における本事業の実現を強力に推進をしてまいりました。

平成10年に上北台駅から立川北駅間が先行して開通し、その後、武蔵村山・箱根ヶ崎方面への延伸事業が長らく待望されておりましたが、令和2年度の東京都予算において多摩都市モノレールの整備として新規に1億円の予算が計上され、小池都知事から基本設計等の具体的な検討に着手する方針が示されたことで大きな一歩が踏み出されました。

令和4年の都知事の施政方針においては、箱根ヶ崎方面への延伸に向けて、都市計画等の手続に着手する方針が示されました。本年10月には、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町において本事業に関する都市計画素案の説明会が開催をされ、多くの来場者の下で活発な質疑応答があったと承知をしております。

本事業の実現を契機として、本市が取り組む持続可能なまちづくりや定住促進、また観光振興、ブランド・プロモーションをさらに大きく前に進めていただきたく、以下の点についてお尋ねをいたします。

①として、現在、東京都から示されている延伸事業の内容について。

②として、本市のまちづくりに与える影響について、今後どのようなことが想定されるのか。

③として、「狭山丘陵駅」等の設置を要望するなど、モノレール沿線における狭山丘陵の玄関口としての本市の魅力をブランド・プロモーションや観光振興に反映していくことはできないか、それぞれお尋ねをいたします。

次に、都市計画緑地第9号東大和狭山緑地の事業認可に伴う魅力的な公園整備について伺います。

本事業については、令和4年第3回定例会における補正予算の審議の中で、狭山緑地の誘客効果を高めるた

めに、都市計画税の活用を前提としてローラースライダー等の設置を検討していくとの考え方が示され、その後、10月21日付で事業認可を取得したとの情報提供をいただいております。

私ども公明党会派として、これまでの一般質問や代表質問、また予算要望等において、子育てしやすいまちのシンボルとなる公園整備を求めてまいりましたが、本事業の推進に大きな期待を持っているところであります。

①として、東大和市特色ある公園整備基本方針に基づいた事業についてこれまでの進捗状況について伺います。

②として、東大和狭山緑地における公園整備について、どのような内容を検討しているのかお尋ねをいたします。

最後に、災害時における学校施設等の避難所としての機能強化について伺います。

大規模な地震災害等の発災時においては、市内最大規模の公共施設であり市内全域に均等に設置され、また日常的に子供たちに安全・安心の教育環境を提供している学校施設は、広く市民の皆様の命を守るための避難所としての役割を果たすとともに、その機能強化を図ることが求められております。

当市においてもこのような考え方の下で地域防災計画が策定され、ソフト面、ハード面ともに対策を講じられているものと承知をしております。

①として、令和4年10月に実施した総合防災訓練において、どのような視点を持って取り組んだのか。

②として、避難所におけるWi-Fi環境の整備等の状況についてお尋ねをいたします。

壇上での質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。

何とぞよろしくお願いいたします。

[19番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、東京都から示されている延伸事業の内容についてであります。令和4年10月に開催された多摩都市モノレールの都市計画素案説明会におきまして、上北台駅から武蔵村山市内を経て、JR箱根ヶ崎駅付近までの延長7キロメートルの区間において多摩都市モノレールを延伸し、7か所の駅を整備するなどの計画のあらましや、施工方法の概要、今後の手続の流れなどについて示されたところであります。

次に、延伸事業が当市のまちづくりに与える影響についてであります。延伸事業を契機といたしまして、モノレール延伸区間のみならず、市内全体のまちづくりの機運が今後さらに高まっていくものと認識しております。

次に、狭山丘陵の玄関口としての魅力をブランド・プロモーションや観光振興に反映することについてであります。延伸事業に伴い、上北台駅の狭山丘陵の玄関口としての役割がさらに高まっていくものと認識しております。

今後は、モノレールの延伸を契機として、上北台駅に近接した狭山丘陵などの地域資源を活用して多くの人に東大和市のことを知っていただき訪れていただけるよう、市の魅力の情報発信や観光施策の推進について研究していく必要があると考えております。

また、上北台駅の駅名の変更につきましても観光振興につながるものと考えられますことから、今後機を捉えて多摩都市モノレール株式会社に対し要望することを検討してまいりたいと考えております。

次に、東大和市特色ある公園整備基本方針に基づく事業の進捗についてであります。平成28年3月に本方

針を策定後、東大和市公園施設長寿命化計画に基づいて遊具を更新する際は、本方針に基づき複合遊具や木製遊具など、特色を持った遊具の設置に取り組んでまいりました。

また、緑のボランティアの方々の御協力により、各公園等に花植えを行い、公園利用者などに潤いや安らぎを与えるなどの取組を行っております。

次に、東大和狭山緑地の整備についてであります。令和4年10月に東大和狭山緑地の整備について都市計画事業の認可を取得し、ローラースライダーや案内板の設置、トイレの建て替え等の事業に着手したところであります。

ローラースライダーにつきましては、現在実施中の現地測量の結果を踏まえ、延長やコース等の検討を進めてまいります。

次に、令和4年10月23日に実施した総合防災訓練における取組の視点についてであります。自助や共助が災害対応の基本であるということ踏まえ、新型コロナウイルス感染症への感染対策を講じながら、3年ぶりに市民参加型の訓練を実施したものであります。会場である第二中学校の3年生も全員参加し、実践的な防災教育の実施と地域住民の訓練の活性化を図るとともに、感染症配意型の避難所設営訓練やペット同行避難訓練など新たな取組を導入して実施したものであります。

今後も基本を踏まえながら、新たな課題に対応する視点を持って訓練を続けてまいりたいと考えております。

次に、避難所におけるW i - F i環境の整備等の状況についてであります。避難所が設置される各小・中学校の体育館、中央公民館や東大和市 Rond みんなの体育館においてはW i - F i環境が整備されております。このW i - F i環境は、児童・生徒、教員及び施設利用者のほかは利用することができませんが、切替え等の特別な措置を講ずることで一般の方の利用に供することも可能な仕組みとなっております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○副議長(佐竹康彦君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時 1分 開議

○副議長(佐竹康彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番(中間建二君) それでは、市長の御答弁を踏まえまして再質問をさせていただきます。

初めに、多摩都市モノレールの武蔵村山方面への延伸事業に伴うまちづくりについてであります。このほど、東京都からこの武蔵村山方面への延伸事業に向けた都市計画の素案が示されたわけでございます。お隣の武蔵村山市においては、7万6,000人市民の悲願として大変に大きな喜びの熱が広がっておりますし、またちょうどこの都市計画素案の説明会のニュースは東大和市の第五中学校を会場とした説明会がニュースとして流れたことから、広く改めて東大和市民の皆様にもこの事業が大きく進んでいくことが認知がされたのかなというふうにも思っております。

また、尾崎市長もこの間、武蔵村山、また瑞穂町と共同で東京都に何度も足を運びながら、本事業の実現に向けて御尽力をされてこられたものと思いますので、それらのことも踏まえて改めて再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、東京都が示されている延伸事業の概要、先ほど御説明をいただきました。今後東京都においては、今

示されております都市計画素案に基づいた中で様々な調整が行われ、都市計画決定や事業認可、またそれらを経て工事に着手をするということになると思っておりますが、この間、この開業に向けての期間というものについてはどれぐらいを現在想定をされているのか伺いたいと思っております。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東京都によりますと、今後都市計画手続や環境影響評価手続を実施するとともに、軌道経営者によりモノレールの運行等について軌道法に基づく手続が進められる予定とのこと。一般的には、都市計画素案の説明会開催後、順調に進んだ場合、都市計画決定まで2から3年、事業認可取得まで3から4年程度を要した上で、事業認可取得後、工事に着手することになるとのことです。

以上でございます。

○19番（中間建二君） なかなかこの、様々伺ったところ、何年間で開業というところまではなかなかまだはっきり示されないというふうにも聞いておりますが、様々な状況を伺いますと、最短でも10年を超えるのではないかとこのふうにも言われておりますが、逆に言いますと、この期間を捉えながら、東大和市においても必要なまちづくりの取組ができるのではないかとこのふうにも捉えられるかなというふうにも思っております。

続いて、そういう中で、延伸事業を進めるに当たりましては、当市においては都市計画の修正や変更、また都市マスタープランの改定、現在取り組んでいただいておりますが、今後どのような検討や手続が必要になるのか伺いたいと思っております。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 多摩都市モノレールの都市計画素案説明会において、東京都が進める都市計画手続の内容として、モノレールの延伸に伴い都市高速鉄道及び特殊街路の都市計画を変更すること及びモノレールの延伸に伴う幹線街路の都市計画変更として、新青梅街道等の一部において幅員の変更を行うことなどが示されております。

当市としましては、多摩都市モノレールの延伸に伴い、東京都が進める都市計画変更手続等と併せて行う都市計画手続はありませんが、今後都市マスタープランの改定作業を進めていく際にモノレール延伸部の沿線区域のまちづくりの方針についても検討の上、位置づけてまいります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） この都市計画素案の説明会で配付をされました資料等についても事前に拝見をさせていただいておりますが、この中で7つ新しい駅が設置をされる中で、当市に位置する新駅として（仮称）ナンバー1駅というものが示されております。現在の東大和警察署、また武蔵村山団地の付近になるかと思われませんが、この新駅の周辺についてはどのようなまちづくりが計画をされているのか、またモノレール沿線の用途地域の変更等はどのようになっていくのか、また駅周辺の環境整備やにぎわいを創出するための例えば区画整理事業等に取り組むような考えはあるのか伺いたいと思っております。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 当市の区域における（仮称）ナンバー1駅周辺のまちづくりにつきましては、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の2市1町で策定したモノレール沿線まちづくり構想の内容を踏まえつつ、都市マスタープランの改定において、その具体的な方針や地域の将来像等を検討の上、位置づけてまいります。

その後の用途地域等の個別の都市計画の変更等につきましては、都市マスタープランの改定内容及び法令等の趣旨を踏まえ、適時適切に対応してまいります。

（仮称）ナンバー1駅周辺の区画整理事業等につきましては現時点では実施する予定はありませんが、市としましては、モノレールの延伸事業を契機とした市全域におけるまちづくりの機運の高まりを捉え、上北台駅等の主要駅周辺の拠点性を高めるまちづくりの検討や狭山丘陵の魅力を高める取組などを進めていくことによ

り、都市の価値を高める施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、この本事業が進むことによりまして多摩地域の交通ネットワークの構築、また利便性の向上、また沿線都市の魅力向上にも大きくつながることが期待をされるわけですが、特に私ども東大和市にとりましても、武蔵村山市、また瑞穂町との2市1町にこの事業が関連をすることから、3自治体によります広域連携もさらに進めていける可能性があるのではないかとというふうに考えております。

これまでも狭山丘陵のつながりですとか、また様々な地域でお住まいの皆様、地縁・血縁があるこの狭山丘陵の沿線市だと思っておりますが、現在進めております狭山丘陵の観光連携推進事業等の観光事業の連携強化に加えて、例えば市民要望の強い火葬場等の共同利用ですとか、またその他の公共施設の相互利用や市民交流等もこの事業が進むに当たってさらに深めていけるのではないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の2市1町で策定しましたモノレール沿線まちづくり構想においては、活発な交流の実現を課題の一つとして、狭山丘陵を中心とした回遊ルートの充実や観光情報の発信、公共施設の相互利用などの施策について各市町の状況等を踏まえ検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○企画政策課長（荒井亮二君） 火葬場についてでございますが、その共同利用につきましては、一部事務組合への加入等を行う場合は多額の財政負担が生じることなど、大変多くの課題が見込まれてございます。そのため、長期的な視点で調査研究を行っていく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） この3市の広域連携についても、ぜひこのモノレールの事業推進に併せてお取組をお願いしたいと思います。

続いて、③の狭山丘陵駅等の設置の要望についてであります。この件については以前の一般質問においても取り上げさせていただいておまして、市長のほうからは前向きな御答弁をいただいたものというふうに受け止めております。

例えば上北台駅を狭山丘陵駅と名称を変更することについてでありますけれども、過去に取り上げた一般質問の中でも申し上げたと思いますが、子育てしやすいまちとして子育て世代の定住促進に大きな実績を上げております千葉県の流山市におきましては、平成17年—2005年のつくばエクスプレスの開業時に中心駅をおおたかの森駅という名称を使用したことで、この駅周辺を核としたまちづくりや、また子育てに適した自然豊かな環境の周辺へのアピールに大きくつながっているというふうに受け止めております。

先ほどの市長の御答弁でも、この機を捉えて狭山丘陵駅という名称変更も要望をしてくださるというふうに御答弁をいただきましたが、この狭山丘陵駅という名称を活用することは、観光振興、またブランド・プロモーションにも関連させたまちづくりのビジョンを併せて東大和市としても考えて示していくことで、よりこの名称変更に関する説得力が増すものと考えておりますが、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 観光に関する事業といたしましては、名称変更を行うことで、現在の上北台駅を発着点として、これまで以上に狭山丘陵を活用した市内ウォーキングコースの選定やウォーキングイベント

の開催などが考えられ、このことにより観光振興にも寄与するものと考えております。

以上でございます。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） ブランド・プロモーションの面になりますけれども、仮に駅名が市の地域資源の名称になりますと、地域資源の認知度の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○まちづくり部長（田辺康弘君） 上北台駅周辺につきましては、狭山丘陵の玄関口にふさわしい、にぎわいのある魅力的な拠点形成を図るまちづくりの検討を進める必要があるものと認識してございます。その際に、都市マスタープランの改定におきまして地域の将来像等を新たに位置づけた上で、その実現に向けたまちづくりを進めていく必要があるものと考えてございます。

また、上北台駅周辺のまちづくりと併せまして、東大和狭山緑地の整備などの狭山丘陵の魅力を高める都市計画事業等につきましても、都市マスタープランの改定等と併せて進めていくことで計画的にその相乗効果を高めていくことができるものというふうに考えてございます。

これらを踏まえまして、多摩都市モノレール株式会社に対する駅名変更の要望を検討する際には、費用のみならず、観光振興や地域資源の認知度の向上の観点なども含めまして、総合的に勘案しながら検討してまいります。

以上です。

○19番（中間建二君） 力強い、また前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

今回都市計画素案が示されたことで、いよいよこの事業が実現をしていくということが大きく認知が広がったわけでありますけれども、一方で、先ほど確認させていただきましたように、そうはいつでもまだまだもう少しこの期間があるという中で、東大和市としては、この上北台駅から箱根ヶ崎につながる新しい沿線事業が進んでいくに当たっては、これまでの起点駅から通過駅という形にはなるわけでありますが、しかし、これからの新しいまちづくりを進めていく中で、東大和市がこの狭山丘陵の玄関口としての魅力の向上を図っていく、また観光振興、ブランド・プロモーション、定住促進、様々な観点でこの機を捉えた新しいまちづくりが進んでいくものではないかというふうに私自身は大きな期待を持っているところでございます。

この点について、上北台駅を狭山丘陵駅に名称変更も含めて要望をしていただけるということでございますので、最後、この点について尾崎市長としての改めてのお考えをぜひ伺わせていただきたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 狭山丘陵駅ということで、狭山丘陵の入り口ということで、以前から私自身もいろんなところで申し上げていたわけですが、この狭山丘陵、それからそれを拠点として、東大和市どうするか、以前から一般的に、今回「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」ということで、私自身の一般的なイメージということは、やっぱり市民の皆さんのあふれる笑顔と挨拶の響き渡るまちというイメージを私自身は持っているわけでありますけれども、そういった意味では、一般の道路の在り方についても、幹線道路あるいは生活道路を組み合わせた合理的な道路網、それから将来の高齢化に備えた効率的で安全な道路網あるいは歩道網、それからユニバーサルデザインの道路ということ、それから緑道につきましても、武蔵野台地の緑の小島と言われている狭山丘陵、そして野火止用水、主要な市道を結びつけた緑道があるわけですが、それらと、それから要所要所にある従来から言っている特色ある公園等の設置ということで、そして今度中堤防が広がるわけでありますけれども、今進んでますが、その中堤防と3・3・30号線につながるということになりますと、貯水池の桜ということもこれから更新も見えてきたということになるわけですが、これらを考え併せますと、空堀川

に桜を植えて、30号線も桜だと言っているわけですが、貯水池と空堀川、それから、やまもも通り、清水大橋を巡る桜の大回廊ができるのではないかというふうにも思っています。季節、季節で多くの人たちが訪れる、にぎわいのある憩いの散歩道となるのではないかというふうにも考えています。この考え方というのは、東京都の2020年の実行プラン、水と緑のネットワークの充実というものと大体合致するかなというふうにも思っています。

そういった意味では、そういった地域の狭山丘陵の入り口となるのが上北台駅ということになりますので、上北台駅はそういった意味では狭山丘陵駅でいいのではないかと私自身は思っているところであります。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。ぜひ実現に向けてお取組をお願いしたいと思います。

続いて、2番目の項目に移らせていただきます。

立川都市計画緑地第9号東大和狭山緑地の事業認可に伴う魅力的な公園整備について伺わせていただきました。

これまでも東大和市特色ある公園整備基本方針に基づいた取組を行っていただいているわけですが、私も公明党会派としては、当市が日本一子育てしやすいまちづくりを掲げる中で、この子育てしやすいまちとしての魅力向上につながる公園整備を求めてまいりましたが、改めてこれまでの進捗状況について伺いたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） これまでの進捗状況ということでございますが、市は平成25年度に東大和市公園施設長寿命化計画を策定し、遊具やその他公園施設の更新を行ってまいりました。また、平成27年度、平成28年3月になりますが、東大和市特色ある公園整備基本方針を策定しまして、令和2年度には東大和市公園施設長寿命化計画の見直しを行ってまいりました。

この見直しをしました計画に基づきまして、引き続き遊具等の更新や新設を行っていく中で、令和3年度からは、公園等を訪れる市民の方等の利用の増進を図っていくことや、公園施設を安全に利用できるようにすることを目的としまして、特色ある公園整備基本方針のテーマとの整合を図りながら整備を進めてきてございます。例えば魅力的な遊具のある公園ですとか、カラフルな遊具がある公園などを取り入れました整備を進めているところでございます。

整備でございますが、令和3年度は高木公園で幼児用の複合遊具を、狭山緑地では幼児用の木製複合遊具を設置しました。令和4年度におきましては、引き続き高木公園の未整備部分に児童用の複合遊具を、上仲原公園では大型の複合遊具を、さらに桜が丘中央公園では児童用と幼児用の木製複合遊具の設置を進めているところでございます。

また、平成26年度における東大和市駅前広場への花植えをはじめとしまして、平成28年度からは特色ある公園整備基本方針のテーマの一つでございます花づくりの楽しめる公園となる取組についても進めてございます。

現在はコロナ禍で実施できてございませんが、平成30年度、平成31年度につきましては、パークガーデナー養成講座を開催しまして、緑のボランティアの方や市民向けの講座を行い、令和4年度には市内25か所の公園等に花植えを行い、公園利用者などに潤いや安らぎを与えるような事業を行ってまいりました。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。東大和市公園施設長寿命化計画に基づいて着実に進めていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

さらに、子育てしやすいまちのシンボルとなる公園整備についても求めてきたところでありますが、今回の東大和緑地におけるこの公園整備事業については、そのような視点を持って取り組んでいただけるというふう
に受け止めておりますが、この点についても再度伺いたいと思います。

○まちづくり部長（田辺康弘君） 市が掲げております日本一子育てしやすいまちの実現に向けまして、市内外
に向けて市の魅力を発信し、転入の促進と転出の抑制を目指す上でも、公園の魅力や安全性の向上に取り組ん
でいくことは非常に重要なことであるというふう認識してございます。

東大和狭山緑地につきましては、豊かな自然環境の中でフィールドアスレチックという魅力的な遊具施設の
ある公園として利用をいただいておりますけれども、さらにローラースライダーなどを新たに整備するこ
とによりまして、市のシンボリックな公園となるものというふう捉えてございます。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、②のこの公園整備の具体的な内容について何点か確認させていただきたいと思いますが、この自然
豊かな狭山丘陵の中にローラースライダーが整備されることは、子育てしやすいまちとしての魅力の向上、ま
たブランド・プロモーションにも大きく貢献するものと期待しております。また、今御答弁いただいたよう
な形でまちのシンボルとなるような公園とするためには、このローラースライダー、できるだけ距離の長いす
ばらしいものを整備されることが期待をされるところであります。

できれば日本一、無理でも東京一ぐらいのことを目指して整備に取り組んでいただきたいというふう期待
しておりますが、この点については現在どのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 現在狭山緑地のフィールドアスレチック内の地盤の高さの測量などを進めて
いるところでございまして、その高低差や斜面の凹凸の状況の詳細な調査結果を踏まえまして、ローラースラ
イダーのコースや距離を検討することとしてございます。

市としましては、より誘客効果などが高く魅力のある施設となるよう検討してまいります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 設計段階ということでございますけれども、ぜひそのような魅力あふれる公園になり
ますように、この大型ローラースライダーの整備を期待をしているところでございます。

また、本事業を進めるに当たりましては、現在示されてる考え方に加えて、現在設置してあるアスレチック
遊具の更新ですとか、また駐車場の整備も同時に進めていく必要があるかと思いますが、この点については今
どのような検討がなされているのか伺いたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 市長の答弁でもございましたように、現在ローラースライダー案内板の設置
とトイレの改修に向けて検討を進めているところでございまして、その後、現在ある遊具の更新について検討
していく考えでございます。

駐車場につきましては、現在フィールドアスレチックの西側道路沿いの駐車場に12台、それから北側道路沿
いの砂利敷の駐車場に4台駐車できますが、ローラースライダーの整備に伴いまして来園者数が増加するこ
とが考えられるため、今後の整備と並行しまして駐車場の増設などの対策について検討していきたいと考
えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

先ほどモノレールの延伸事業についてお尋ねをいたしまして、今この狭山丘陵への大型ローラースライダーの整備を含めた公園整備についてお尋ねをさせていただきました。なかなかこのコロナ禍で大変厳しい状況が続いている中で、ぜひこの夢と希望あふれるまちづくりに向けまして本事業が大きく、また着実に前進されますことを大きく期待をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお尋ねをいたします。

最後に、3点目の災害時における学校施設等の避難所としての機能強化についてでありますけれども、10月に実施されました総合防災訓練、3年ぶりということで、多くの関係者が参加され、また非常に例年と、これまでのものと比べましても活気のある非常に有意義な防災訓練であったかというふうに受け止めております。

今回は第二中学校を会場とし、第二中学校の3年生全員が参加をされたということでありましたが、今回の総合防災訓練の実施に向けては学校側とはどのような調整を行ってこられたのか、また今後もこの災害時の避難所となる学校における総合防災訓練を行っていくことになるかと思っておりますけれども、同様の実施を検討をされてるのか、この点について伺いたいと思っております。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 避難所の設営など、災害時におきましては学校側との連携というものが欠かせないというふうに考えております。

このことから、今回のこの訓練の事前交渉におきまして、会場となる第二中学校側に対しまして数十名規模の生徒の参加を御提案いたしました。この提案につきましては学校側は前向きに捉えまして、訓練当日を授業実施日として3年生全員が訓練に参加するという事になったものでございます。約120人の中学3年生が訓練に参加することによりまして、議員が今おっしゃったように、会場に活気が生まれまして、他の参加者にも非常によい刺激になったことでございます。

来年度以降も、会場となる中学校との交渉におきまして、授業日の設定を含めて、生徒の積極参加、こちらのほうを要望してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、今回の総合防災訓練では、体育館には避難所用テントが敷き詰められておりまして、避難所におけるプライバシー確保や感染症への対応も考慮されたものと認識しておりますが、改めて、この点ではどのような視点で訓練を行われたのか、またペットの同行避難訓練も市議会の中でも要望してまいりましたが、初めての取組として行われたというふうに受け止めております。成果や課題についてはどのように受け止めておられるのかお尋ねをいたします。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 今回の訓練で実施いたしました感染症配意型の避難所設営訓練、こちらは発熱者との動線を分けるゾーニングですとか、あるいはパーティションの設置などを施しまして、そういったことをして避難所を設営するものでございます。これらにつきましては、コロナ禍におきましても避難所に安心して避難していただくための措置でございます。

また、中学校3年生を含め、地域の方々と私ども職員とが一緒に避難所を設営することによりまして、市民参加の意識の醸成と連携体制の推進が図られたものというふうには評価しております。

ペットの同行避難訓練につきましては、ペットを飼う者がこのところ増加したというふうには認識しておりますので、ペットと共に避難する訓練も必要というふうな考えから導入したものでございます。

参加したペットにつきましては飼い犬でございまして、訓練を実施しましたが、大きな混乱もなく訓練を終えることができました。ただ、日当たりですとか、あるいは避難者からの視線への配慮というような細かな部

分につきましては課題を確認したものでございます。

災害時におけるペットの問題というものは、今後も考慮すべき問題というふうを考えておりますので、規模ですとかペットの種類、こういったことを検討いたしまして、ペット同行避難訓練を継続して実施してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） 今回の総合防災訓練の取組についての内容については大きく評価をしているところであります。

続いて、改めて、この間、私ども公明党会派としては、学校施設のトイレの洋式化を重ねてお願いをしてきたところでありますが、学校校舎に加えまして、体育館のトイレの洋式化も強力に進めていただいております。

これまでの学校の校舎、また体育館におけるトイレの洋式化の実績の詳細を改めて確認をさせていただきたいのと、また実施計画では、さらにこの体育館へのバリアフリートイレの設置を進めるとの方針が示されております。現在どのような検討がなされているのかお尋ねをいたします。

○建築課長（中橋 健君） トイレの洋式化に関わる実績についてでございますが、平成28年度から令和2年度の5年間におきましては、小・中学校全校において校舎の洋式化に取り組んでまいりました。その後も、和式便器の不具合等が発生した際は洋式化に更新し、さらなる洋式化に取り組んできたところでございます。

また、令和4年9月の議会での第4号補正では、小学校2校と中学校2校におけるトイレの改修工事費を計上させていただきましたが、その本工事におきましては職員用トイレも含み4校で約60基の洋式化を計画しているところでございます。

なお、体育館の便器につきましては、全ての洋式化が完了しているところでございます。

全体の洋便器率につきましては、洋式化に取り組む以前の平成28年4月1日時点、このときには洋便器率31.8%でございましたが、ただいま申し上げました補正予算での洋式化がさらに進みますと約62%になると試算しているところでございます。

次に、体育館のバリアフリートイレ設置についてでございますが、文部科学省からですが、全国の公立小・中学校を対象にバリアフリー化に関する整備目標を掲げられております。整備目標の一つに、避難所に指定されている学校には車椅子利用者用トイレを令和7年度までに整備すると示されておりますことから、当市の実施計画においてバリアフリートイレを計画いたしましたところでございます。

内容といたしましては、令和6年度に小学校6校と併せて中学校4校において体育館にバリアフリートイレを設置する計画であります。

以上となります。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

申すまでもなく、過去の大きな災害の教訓からこのトイレの問題については最重要課題であります。これまでも避難所へのマンホールトイレの設置をはじめ、学校トイレの洋式化についても、今御説明いただきましたように強力に進めていただきまして、改めて感謝を申し上げます。

また加えて、バリアフリートイレの設置についても進めていただけるということでございますので、この取組をさらに進めていただきたく、改めてお願いをさせていただきます。

続いて、学校施設の避難所としての機能強化といたしまして、今お尋ねしましたトイレの洋式化に加えまして、学校体育館へのエアコン設置についても求めてきたところであります。この点についても、尾崎市長の下

で、多摩地域の中でもいち早く全校への配置を完了させるなど、この間の御尽力に改めて感謝を申し上げる次第であります。

このようなハード面の整備、災害備蓄品の増強等に加えまして、ソフト面として、先ほど御答弁いただいたより実践に即した防災訓練の実施が着実に進んでいると評価をしておりますが、先ほど市長の御答弁では、基本を踏まえながら新たな課題に対応する視点を持って今後も取り組んでいくということでした。

今回の総合防災訓練の成果を踏まえて、ハード面、またソフト面、それぞれにどのような課題があると認識をしているのか、今後の取組について伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 今回、総合防災訓練におきましては、新型コロナウイルス感染症ですとか、あるいはペットの問題など、最近の課題に対応したものを導入いたしました。また、地域住民ですとか、あるいは中学校の生徒さんと市の職員とが一緒に避難所を設営するなど、市民参加というものを重要な要素といたしまして実施をいたしました。

実際に災害が発生した場合には、その初期対応においては、自助、共助が基本となることを踏まえまして、今後も訓練における市民参加、これを進めてまいりたいと考えております。

一方、総合防災訓練の会場は中学校を基本としておりまして、避難所設営訓練、これも中学校の体育館を使用いたしました。このため、ハード面の問題といたしましては、学校施設の老朽化という課題がそのまま当てはまります。この課題は早急な対応は難しいため、当面は施設、設備の現状を踏まえながら適切な訓練を実施していくと、そういう必要があるというふうに考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ただいま学校施設の老朽化に関して御答弁をいただきましたが、そういう意味でもこの学校施設の長寿命化計画が策定をされ、長期的な視点でこの施設整備にも取り組んでいかれる方針も既に表示されているかと思います。

その上で、やはりこの防災機能の強化、機能強化という意味では、災害時のエネルギー確保ということがやはり重要な課題かと思えます。既に一部発電機等の設置、用意もされてるというふうにも伺っておりますが、例えばこの電源確保の状況についてはどのような見通し、体制強化が図られているのか、また当市のエアコン設置を進めていただくに当たっては、中学校体育館ではプロパンガスの活用ができる災害時のことまで考えた中で取組がなされたと思っております。このプロパンガスを活用した災害時のエアコンの稼働を考えますと、一部のこの電源にも活用が見込めるのではないかとこの点についても考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 避難所における電源確保の問題でございますけれども、現在発電機につきましては、避難所1か所当たりおおむね2台の配置が可能な数を確保しております。それから、蓄電池につきましては、1,200ワットアワーの大きなものが1台と、これよりも小さな約300ワットアワーのものがおおむね3台ほど各避難所に配置できる数を確保しております。

それから、お尋ねのプロパンガスによる空調でございますけれども、こちらにつきましては、中学校の体育館で導入しておりますけれども、停電時におきましても、発電機能があるために空調の稼働は可能となっております。さらに余剰の電力があれば、これをコンセントから供給することが可能であると、このような仕組みになっております。

以上です。

○19番（中間建二君） 一部そのような形で体制が整えられているというふうに承知をいたしました。

この地震災害、大規模災害は当然発生しなければ一番いいわけでございますけれども、この一般質問でこの災害のことを取り上げるときには必ず申し上げておりますが、やはり災害は必ず起こるという立場に立たなければ、この本格的な災害対応は進まないわけでございます。これまでもそういう視点で総合防災訓練、また学校施設等の避難所としての機能強化も取り組んでいただいているというふうに受け止めておりますが、改めて、これらの視点を持った中での取組を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、避難所におけるW i - F i 環境の整備の状況についてお尋ねをしております。

各小・中学校においては、G I G Aスクールの推進に合わせてW i - F i 環境が整備をされるなど、災害時の避難所における通信環境は整備をされているものというふうに受け止めておりますが、当然のことながら、平時では外部からのアクセスはできないものと思います。災害時に有効活用ができるよう、使用方法や切替えの手順等はきちんと整備がなされているのか、現状はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 各小・中学校のW i - F i 環境につきましては、G I G Aスクール構想に基づくものでありまして、児童・生徒あるいは教師に限って使用できるものとしております。

しかしながら、災害時におきましては、各小・中学校は指定避難所として近隣住民が避難・滞在する施設となります。このため、フリーW i - F i として誰でも使用できるよう、このW i - F i 環境につきましては切り替える機能がついております。この切替作業につきましては、もともと教育目的で導入されたことを踏まえまして、安易にフリーW i - F i 化しないように、ごく限られた職員しか切替えを行うことはできないこととしております。

なお、切替えに必要な場合に備えまして、切替用のマニュアルはきちっと整備しております。

以上です。

○19番（中間建二君） そこまで準備をしていただいているということでございますので、改めて今後の総合防災訓練等のときにもこのW i - F i の環境の活用がしっかりと図られますようにお取組をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

○副議長（佐竹康彦君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時43分 延会